

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月28日

【事業年度】 第10期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【会社名】 マーソ株式会社

【英訳名】 MRSO Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西野 恒五郎

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー17階

【電話番号】 03-6435-6692(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 吉田 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー17階

【電話番号】 03-6435-6692(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 吉田 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	-	-	-	-	1,333,059
経常利益	(千円)	-	-	-	-	157,412
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	-	-	101,004
包括利益	(千円)	-	-	-	-	97,591
純資産額	(千円)	-	-	-	-	2,022,360
総資産額	(千円)	-	-	-	-	2,256,812
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	569.25
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	28.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	28.42
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	89.6
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	5.0
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	36.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	77,625
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	59,685
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	22,892
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	-	1,809,396
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	-	-	-	-	24
		〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 1 〕

- (注) 1. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。  
2. 第10期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。  
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	508,597	1,739,413	2,251,424	1,809,413	1,333,059
経常利益又は経常損失( ) (千円)	48,214	881,751	996,898	601,641	157,410
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	49,175	650,881	653,826	387,550	101,003
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	122,351
発行済株式総数 普通株式 (株)	3,156,250	3,156,250	3,156,250	3,531,250	3,552,750
A種優先株式	750,000	750,000	375,000	-	-
純資産額 (千円)	391,982	1,042,864	1,336,691	1,880,181	2,025,771
総資産額 (千円)	495,264	1,698,184	2,080,696	2,253,188	2,260,224
1株当たり純資産額 (円)	23.55	190.17	343.35	532.44	570.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	12.59	166.63	167.59	112.06	28.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	110.59	28.42
自己資本比率 (%)	79.1	61.4	64.2	83.4	89.6
自己資本利益率 (%)	-	90.7	55.0	24.1	5.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	18.1	36.6
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	1,111,487	696,308	48,280	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	12,950	1,434	8,306	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	7,992	367,992	144,356	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	1,416,016	1,742,897	1,927,227	-
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	19 〔3〕	20 〔4〕	20 〔3〕	21 〔3〕	24 〔1〕
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース 市場250指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	51.5 (91.2)
最高株価 (円)	-	-	-	2,300	2,164
最低株価 (円)	-	-	-	2,023	970

- (注) 1. 第6期から第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 第6期から第8期の1株当たり純資産額については、優先株式を発行していたため払込金額等を控除して算定しております。
3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第7期から第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第6期は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国47都道府県に緊急事態宣言が発令され、感染抑制のため経済活動に制約が出されたことの影響により、健診施設の一時受付中止や新型コロナウイルス感染症への感染不安から一時的に健診等の受診を控える動きが見られたため、経常損失、当期純損失を計上しております。
5. 第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第6期から第8期の当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第7期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、同監査を受けておりません。なお、第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。
10. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
11. 第6期から第9期の株主総利回り及び比較指標については、2023年12月21日に東京証券取引所に上場したため、記載しておりません。第10期の株主総利回り及び比較指標は、第9期末を基準として算定しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
13. 当社は、2023年8月14日開催の取締役会決議により、2023年9月10日付で、定款の定めに基づき、A種優先株式375,000株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式375,000株を交付しております。また、同日付けにて取得したA種優先株式の全てを消却しております。
14. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2023年12月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
15. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は、ゴルフ場向け基幹システムを提供する三和システム株式会社の医療事業部にて運営していた事業を譲受け更なる発展を図るため、2015年2月6日に設立されました。

当社の設立から現在に至るまでの沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2015年2月	人間ドック・健康診断（以下、健診）の予約プラットフォーム「MRSO.jp」の開発・運営を目的として、東京都港区にマース株式会社を設立。
2015年3月	三和システム株式会社より、人間ドック・健診の予約プラットフォーム「MRSO.jp」、医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システム「MRS」、医療施設のホームページ管理・運営に関する事業等を譲受
2015年4月	人間ドックの共通ギフト券「マースギフト券」の発売を開始
2016年3月	ISMS（ISO27001）及びQMS（ISO9001）の認証取得
2017年1月	プライバシーマーク（Pマーク）認証取得
2017年3月	健康保険組合・企業向けWEB予約管理サービス「Health Plus」の提供を開始
2017年3月	代表取締役社長に西野恒五郎が就任
2017年5月	クラウド型予約管理システム「MRSO-Plus」の納入を開始
2018年2月	森トラスト株式会社と両社保有資産を活用したサービス提供に関する資本業務提携を実施
2020年3月	住友生命保険相互会社と業務提携を実施
2021年1月	新型コロナウイルス等のワクチン接種に関するWEB予約サービス「MRSOワクチン」の提供を開始
2022年6月	明治安田生命保険相互会社に対する人間ドック・健診予約サービスの提供を開始
2022年6月	ソニー生命保険株式会社に対する人間ドック・健診予約サービスの提供を開始
2022年7月	地方自治体での各種行政サービスの予約受付に活用可能な行政WEB予約サービス「MRSOご予約」、WEB申請サービス「MRSOフォーム」の提供を開始
2023年3月	富国生命保険相互会社に対する人間ドック・健診予約サービスの提供を開始
2023年4月	朝日生命保険相互会社に対する人間ドック・健診予約サービスの提供を開始
2023年6月	はなさく生命保険株式会社に対する人間ドック・健診予約サービスの提供を開始
2023年10月	株式会社イーウェルと両社保有資産を活用したサービス提供に関する業務提携を実施
2023年11月	株式会社SHIFTと健康経営に対するサービス提供に関する業務提携を実施
2023年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年3月	株主優待制度を新設
2024年9月	公的個人認証サービスのプラットフォーム事業者として認定
2024年12月	ベトナムのハノイに開発拠点として子会社「MRSO ASIA Co.,Ltd.」を設立
2024年12月	A I画像診断のエルピクセル株式会社へ出資
2024年12月	オンライン更年期ケアサービスの株式会社 My Fit へ出資

### 3 【事業の内容】

当社グループは、ヘルスケア・プラットフォーマーの実現に向けてDXを推進し、アナログ業務からデジタル業務へ移行することで個人・法人・行政・医療施設をつなぎ、予防医療をアップデートする事業を展開しており、当社および子会社1社で構成されております。

当社グループの事業セグメントとしては「ヘルステック事業」の単一としておりますが、サービス提供内容に応じて、「予約」「広告」「DX（1）」「ワクチン」の売上区分により記載しております。

売上区分	2023年12月期		2024年12月期	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
予 約	562,915	31.1	629,699	47.2
広 告	253,183	14.0	303,554	22.8
D X	173,045	9.6	236,255	17.7
ワクチン	820,268	45.3	163,550	12.3
合 計	1,809,413	100.0	1,333,059	100.0

各売上区分における主なサービスは以下のとおりです。

#### (1) 予約

人間ドック・健診予約サイト「MRSO.jp」を通じて、医療施設の予約数拡大に向けたマーケティング支援を行うとともに、利用者に対する人間ドック・健診の予約促進に向けた情報提供等の多様なサービス提供を行っております。

人間ドック・健診の予約サイト「MRSO.jp」

本サービスは、予防医療の啓蒙・健康寿命延伸に資する情報のオープン化や受診者ファーストとなるサービスの提供により、「わたしに合わせた人間ドック予約」をコンセプトに、予防医療をより身近なものにすることを目指しております。

人間ドック・健診の予約サイト「MRSO.jp」は、2024年12月末日現在において国公立病院、大手グループ病院からクリニックまで、1,677の医療施設が提供する人間ドック・健診プランを掲載しており、受診者は、地域・路線、検査項目、受診希望日、金額、気になる病気や症状等から自身のニーズにマッチした提供施設及び提供プランを比較・検討することが可能です。また「MRSO.jp」が保有する医療施設ネットワーク及び医療施設の人間ドック・健診データを活用し、生命保険会社や会員保有企業等の提携先に対して、人間ドック・健診の予約機能を提供し、提携先各社が提供している商品価値の向上を支援しております。

～「MRSO.jp」～



「MRSO.jp」では、受診者ファーストを基本原則として、下記取組みを実施しております。

目指している提供価値	主な取組	内容
NO.1 比較 & 予約サイト (品ぞろえ & 探しやすさ)	医療施設の 掲載数増加	全国の医療施設に対して、「MRSO.jp」へ新たに掲載を頂けるよう、訪問/WEB会議/電話/メール等を通じた各種案内/営業活動を継続的に実施しております。
	医療施設の 掲載商品拡大	予約メディアとしての「MRSO.jp」の調達力を活用し、医療施設が提供する人間ドック・健診プランと予約枠等の掲載商品充実に向けたフォローアップを定期的に変更しております。
NO.1 健康 応援サイト (お得 & 使い たくなる)	ポイントプログラムの運営	「MRSO.jp」(電話、メールを除く)を通じて人間ドック・健診を予約・受診した場合、受診金額に応じたポイント付与を実施しております。また、継続利用の際に、よりお得となる会員優待サービスの提供をしております。
	「マースギフト券」の運営	「健康を贈る」をコンセプトに、掲載医療施設で利用可能な人間ドック・健診の共通ギフト券「マースギフト券」を販売しております。母の日・父の日等の催事のプレゼントや企業のヘルスケア関連プロモーションにてご活用を頂いております。
NO.1 健康管理 サイト (便利 & 当たり 前)	コンシェルジュによる予約サポートの提供	受診者からの各種問い合わせに対応し、より満足度の高い予約機会を追求するため、電話・メールに対応するコンシェルジュデスクを設置しております。企業が実施する人間ドック・健診等の法人予約対応も行ってあり、継続的な健診受診の促進を目的とした各種サポートを実施しております。
	健診結果管理サービスの提供	提携医療施設より受領した健診結果データをPC/スマホ等から閲覧可能とする健診結果管理サービスを提供しております。従来は医療施設毎の紙媒体で管理がされていた健診結果データのデジタル管理を加速させ、受診者の利便性向上と定期的な健診受診促進を目指しております。

他方で、本サービスを利用頂く医療施設に対しては、人間ドック・健診の予約メディアとして掲載医療施設数国内No.1(2)であり、「MRSO.jp」への掲載により、受診者獲得のためのマーケティング機能として活用頂くことで、新規受診者層の拡大や閑散期における受診者の獲得等、医療施設の経営効率化の実現に寄与しております。

「MRSO.jp」の収益形態は、受診者が「MRSO.jp」を通じて医療施設が提供する人間ドック・健診プランを予約後、医療施設で実際に受診した場合に、医療施設から受診金額に対して「MRSO.jp」のサービス利用料を収受する成果報酬型モデルであります。

#### 医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システム「MRS」

本サービスは、医療施設のホームページに設置される人間ドック・健診WEB予約システムの提供であり、「MRSO.jp」を利用する医療施設に対しては、基本的に本サービスの提供も行われております。

医療施設における人間ドック・健診の予約は、外来受付や電話による口頭での手配が多いのが実情ですが、本サービスの導入により、医療施設では、電話等による予約受付業務を軽減しながらスムーズなWEB予約受付や顧客管理を可能とすることで業務効率の向上に資するとともに、24時間予約受付の実現による人間ドック・健診の受診機会向上に寄与しております。また、受診者に対してもWEB予約を通じて医療施設の提供する人間ドック・健診プランに関する情報を直接提供することにより、受診に関する利便性が高まります。

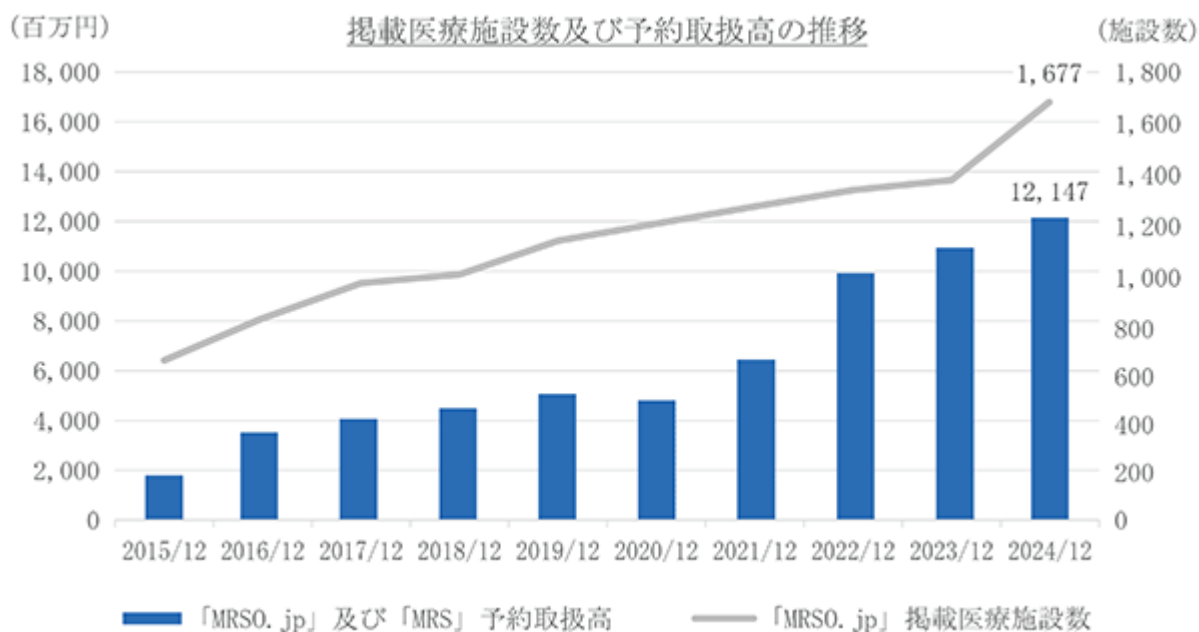
本システムの基本機能及び特長は以下のとおりです。

基本機能と主な特長	
1	「MRSO.jp」と連動しており、異なる予約導線によるWEB予約の一元管理が可能。
2	健康保険組合・企業・地方自治体毎に異なる複雑な検査コースの予約管理も可能。
3	電話予約受付業務を軽減すると共に、ヒューマンエラーを防止し、営業時間外の予約獲得を促進。
4	WEB予約を通じて受診した方に対し、受診金額に応じたポイント付与が可能であり、予約獲得を促進。
5	医療施設独自の顧客データベースを創出し、定期的に受診するリピーターの獲得を促進。
6	WEB予約結果を元にしたレポート機能により、定量的な分析と受診数向上のアドバイスが可能。

本サービスの収益形態は、受診者が本サービスを通じて予約後、実際に受診した場合に医療施設から受診金額に応じてサービス利用料を収受する成果報酬型モデルとなっております。

当社グループでは、医療施設に対して、「MRSO.jp」の利用を通じたマーケティング機能と、「MRS」を通じた人間ドック・健診予約に関する業務効率化機能の2つのサービスを同時に提供することにより、医療施設の経営改善の促進を図るビジネスモデルを構築しております。

このため、当社グループでは、医療施設と受診者をつなぎ、身近に予防医療を接して頂くことを通じて健康寿命の延伸に貢献できるサービスとして、「MRSO.jp」と「MRS」を利用して人間ドック・健診を予約された金額の合計（以下、「予約取扱高」）と、その母集団形成の基礎となる「MRSO.jp」掲載医療施設数の成長性を重視しております。これらの当社設立以来の推移は以下のとおりです。



(2) 広告

「MRSO.jp」トップページに設けた特集ページ等を通じた医療施設の露出量増加や企業との提携を通じた「MRSO.jp」でのプロモーション実施等を行っております。こちらは掲載医療施設への広告提供枠に応じて、月額定額の広告掲載料を収受する定額報酬型モデルであります。

その他、当社では予防医療の啓蒙を目指し、「人間ドックのミカタ」を運営しております。医師監修の上、人間ドックの見方と選び方をわかりやすくする情報発信を行っております。

(3) DX

医療施設や法人、市町村を中心とする行政に対して、主に業務効率化に資するWEB予約システムの提供を行っております。

なお、当社グループの主領域となるヘルスケア領域に限定せず、ユーザーニーズに沿った各種業務効率化に資するDXサービスの展開を図り、サービス対象領域の拡大を図っております。

本サービスの概要は以下のとおりです。



#### 医療施設向けDXサービス

本サービスは、「MRS」の基本機能に加えて、受診者からの異なる導線からの予約（電話予約とWEB予約）を統合管理するとともに、予約プランに応じて利用される各医療機器の時間枠についても管理可能な機能を有し、予約業務の省力化と医療機器の稼働率向上を可能にするクラウド型健診予約管理サービス「MRSO-Plus」を中心に、別途各種オプションサービス（MRSO-MAIL、MRSO-CRM、MRSO健診結果、MRSO-API等）を提供しております。

これらのオプションサービスを組み合わせることで、医療施設での予約から受診、健診管理までの人間ドック・健診の一連の業務プロセスをDXにより提供できるサービス体制となっております。

各種オプションサービスの収益形態は、各サービス利用料を月額定額報酬として収受する定額報酬型モデルとなっております。

#### 法人向けDXサービス

本サービスは、企業に所属する従業員が定期健診や人間ドックを受診するにあたり、企業の事務担当者等の業務負担軽減、WEB予約による従業員の利便性向上に資するMRSO法人健診サービスの提供を行っております。

社内のイントラネットやホームページ、メールやSNS等にて健診等の案内を行い、従業員はWEB予約を通じて健診等の受診予約を完結できると共に、企業の管理者は、システム上の管理画面を通じて健診等受診状況の把握確認、未受診者への受診勧奨を行うことが可能となります。

このほか、健康保険組合／産業保健センター・事業主向けに保健事業運営の業務効率化と健診受診率向上を可能とする健診業務支援サービス「Health Plus」を提供しております。

これらのサービスの収益形態は、管理対象人数等に応じたサービス利用料を月額報酬として収受する定額報酬型モデルとなっております。

#### 行政向けDXサービス

本サービスは、地方自治体において地域住民等との間で活用される各種予約申込の受付管理業務を中心にデジタル化を推進し、職員等の業務負担軽減のみならず、地域住民の利便性向上、行政サービスに対する満足度向上を実現させるものとして、各種システムの提供を行っております。

当社が提供する住民健診WEB予約システム（「MRSO住民健診」）は、従来の電話予約中心の業務プロセスをWEB予約中心へ移行していくためのソリューションとして市町村に活用されています。特定健康診査等実施計画の作成主体となる市町村は、特定健診・特定保健指導の受診率向上に努める政策を推進する中、「MRSO住民健診」を利用することで、地域住民がスマートフォンやPCからの24時間予約が可能となることを通じて利便性が向上し、職員の予約管理業務に係る業務負担軽減が実現されております。

これらのサービスの収益形態は、利用規模に応じてサービス利用料を月額報酬として収受する、定額報酬型モデルとなっております。

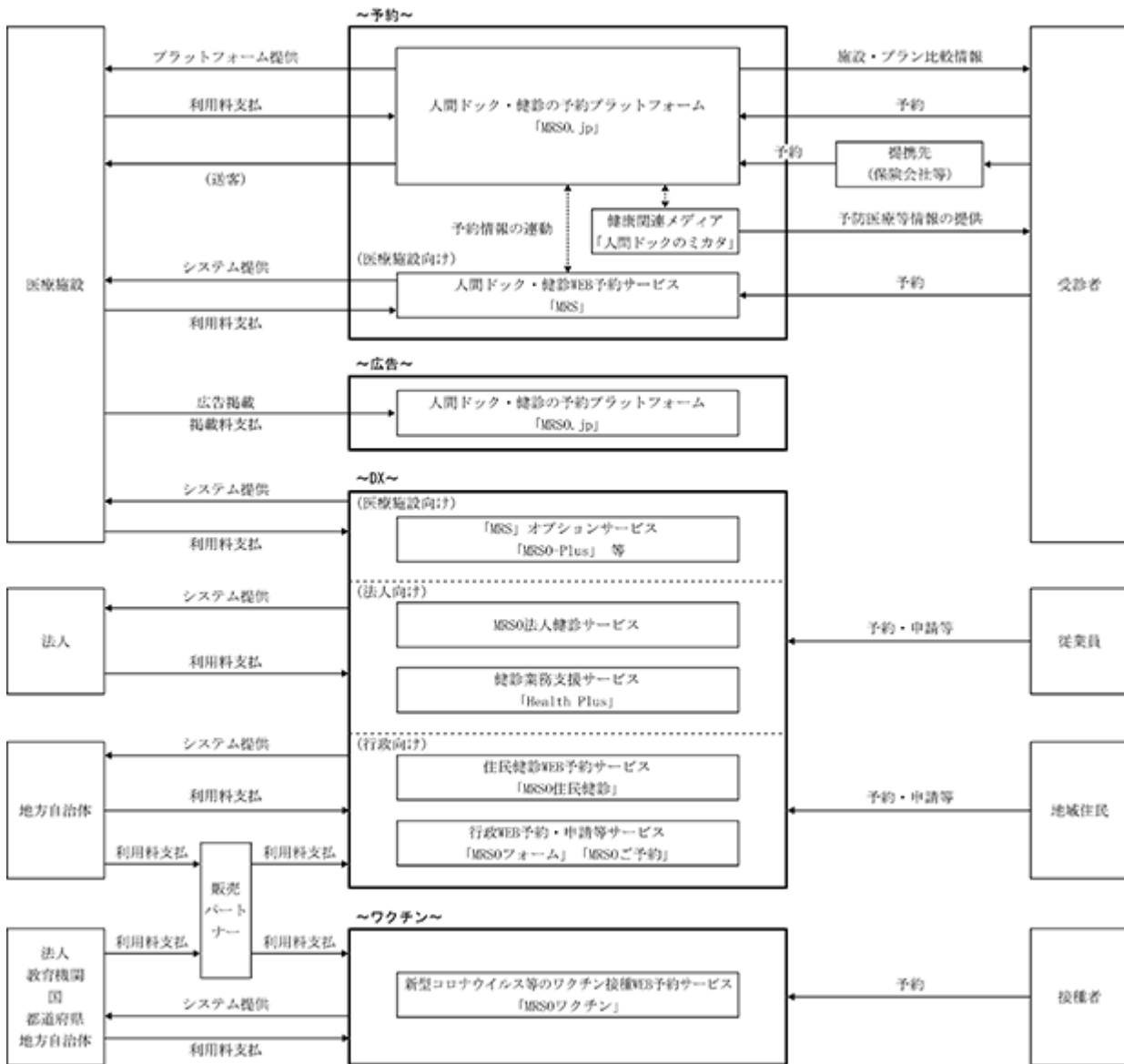
#### (4) ワクチン

新型コロナウイルスワクチン接種等に関する各種WEB予約システムについては、国の接種方針の大幅な変更に伴い、一部を除き自治体のワクチン接種体制が終了したことから、システム利用が大幅に減少しております。また、大規模接種等サービスにおいては、国や都道府県が設置した各大規模接種会場の終了後も一部の職域接種会場でワクチン接種WEB予約システムを提供していましたが、第1四半期末をもってサービス提供を終了いたしました。

#### (用語解説等)

- 1 デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で情報技術を駆使し業務の質を高めること。
- 2 株式会社ドゥ・ハウスによる「掲載施設数」のデスクリサーチ及びヒアリング調査結果（調査対象：「個人向け人間ドック予約サイト検索上位3サイト」、調査期間：2022年11月～12月）

< 事業系統図 >



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) MRSO ASIA Co.,Ltd. (注1, 2)	ベトナム社会主義共 和国ハノイ市	51,040(千円)	当社が提供するサー ビスの運用保守・改 善、新規サービスの 開発	100	当社サービスの機能拡張及 び新規サービス又は事業提 携における大規模開発案等 の開発を行っている。 役員の兼任あり。

(注)1. 当連結会計年度において、MRSO ASIA Co.,Ltd.を設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

2. 資本金の額が提出会社の資本金の額の100分の10以上に相当する特定子会社であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ヘルステック事業	24〔1〕
合計	24〔1〕

(注)1. 「従業員数」欄の〔外書〕は、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

2. 当社グループはヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

##### (2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24〔1〕	35.5	4.4	6,307

(注)1. 「従業員数」欄の〔外書〕は、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

2. 当社はヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみで算定しております。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

##### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、予防医療を切り口としたヘルスケアDXを通じて健康寿命の延伸(+8Y)に寄与し、一人一人が健康で幸せに過ごせる時間を創造することを目指しております。

厚生労働省の第4回「健康日本21(第三次)推進専門委員会資料(2024年12月24日)」によると、2022年における日本人の平均寿命は男性が81.05歳、女性87.09歳であり、健康寿命は男性が72.57歳、女性が75.45歳とされています。すなわち男性で8.49年、女性で11.63年、全体で約10年の平均的療養期間があります。そこで、当社は健康寿命の8年延伸(+8Y)を目指し、予防医療にアクセスしやすい環境を創ることで「健康長寿イノベーション」を実現してまいります。

#### (2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境としては、以下の通り考えております。

##### 予防医療の推進と健康意識の向上

国内では、少子高齢化の進展に伴う労働人口減少により、社会保険財政の健全化と医療費適正化が課題となる中、「重症化した後の治療」から、「予防や早期診断・早期治療」への予防・健康管理への重点化を通じた健康寿命延伸のための予防医療の推進等に対する各種取り組みが実行されております。

これらの各種取り組みとともに、「人生100年時代」の到来やコロナ禍を通じた人々の健康寿命への関心の高まりもあり、未病の状態のうち定期的な人間ドック・健診を受診することによる健康チェックの重要性が改めて認識されております。人間ドック・健診市場は、2022年度において20歳以上の対象者のうち29.9%が人間ドック・健診の未受診者(出典：厚生労働省「2022年度国民生活基礎調査」)となっております。また、2023年度の同市場規模は9,440億円(予測値。健診の受診金額ベース。但し地方自治体や健康保険組合からの補助金も含み、特定保健指導に関する費用は含まない。矢野経済研究所「健診・人間ドック市場に関する調査を実施(2023年)」)とされておりますが、中長期的には当該市場の拡大余地も十分に見込まれるものと考えております。

##### デジタル化を通じたDXの推進

健康寿命延伸のための予防医療の提供を行う医療施設が属する医療・福祉サービス業では、ITを活用した情報基盤の構築等によるDX比率は約22%と遅延している状況(出典：総務省「令和3年版情報通信白書」)にあります。業務システムの中心となる電子カルテやオーダーリングシステムの普及率は50%を超えている(出典：厚生労働省「医療施設調査」)ものの、その他各種業務のIT化は中小の医療施設を中心に未整備な施設が多く、人間ドック・健診の予約管理業務においては、受診希望者から医療施設への受付や電話による多くの問合せを事務担当者が手作業で予約調整を行っていることが実情であり、IT化を通じた業務効率を高める施策としてのDXは重要な課題となっております。

また、市町村を中心とする地方自治体では、行政サービスとしての公共施設予約のオンライン予約比率は34%にとどまっており(出典：総務省「自治体DX・情報化推進計画」)、地域住民への利便性としても不十分な状況にあります。

このような状況を受けて、政府方針に基づき、デジタル庁を中心に関連省庁よりDX推進の各種取り組みが進展しており、医療施設や地方自治体へのデジタル化推進に伴うDXの取り組み拡大が期待されております。

#### (3) 経営戦略

当社グループは、ヘルスケア・プラットフォームへ向けて、DXを推進し、アナログ業務からデジタル業務へ移行することで個人・法人・行政・医療施設をつなぎ、予防医療をアップデートする事業を展開しております。さらに、DXの推進によって、アナログ業務からデジタル業務への移行を支援し、組織間の垣根を越えて治療偏重から予防医療の強化へのシフトを促すことで、医療費問題の解決や持続可能な医療制度の確立に貢献してまいります。



当社は、以下2つの主要サービスを展開しております。

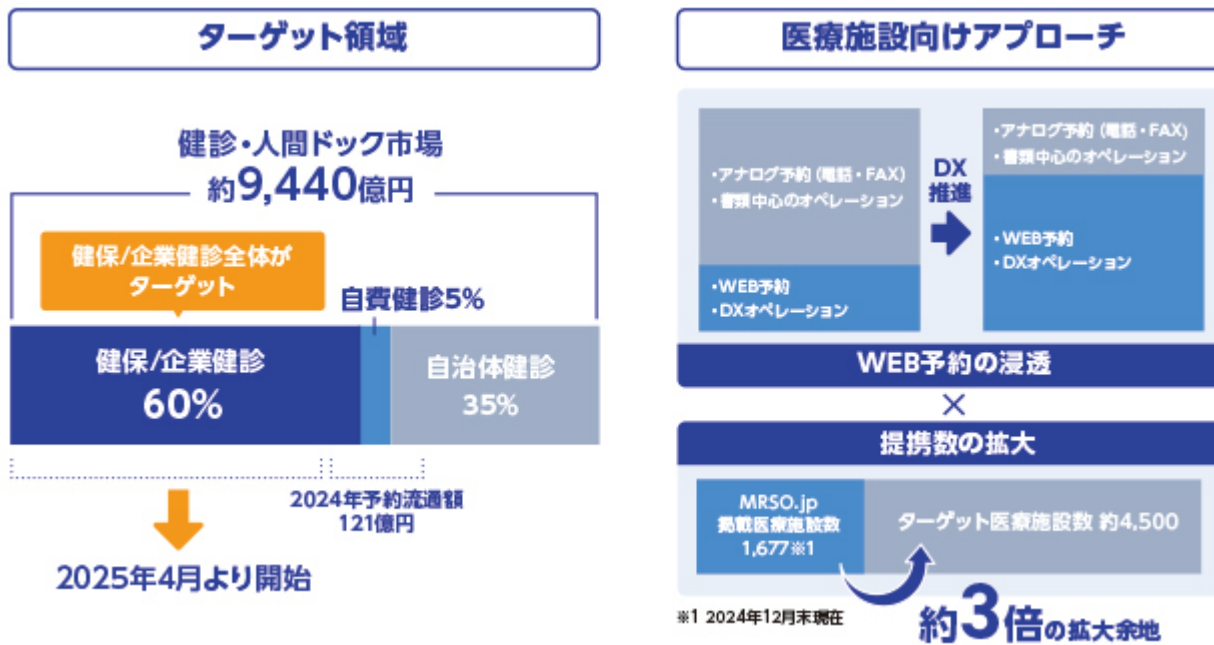
#### 予約サービス

人間ドック・健診予約サイト「MRSO.jp」を通じて、医療施設の予約数拡大に向けたマーケティング支援を行うほか、利用者に対する人間ドック・健診予約の促進に向けた情報提供など、様々な付加価値サービスを提供しております。

#### DXサービス

医療施設、法人、自治体などを対象に、主に業務効率化を目的としたWEB予約システムの提供を行い、業務プロセスのデジタル化を支援しております。

当社が注力する人間ドック・健診市場は、2023年度における市場規模が9,440億円と見込まれております（矢野経済研究所「健診・人間ドック市場に関する調査を実施（2023年）」）。しかし、現状では医療施設における人間ドック・健診の受診予約において、WEB予約よりも電話やFAXでの予約が多くを占めているのが実情です。こうした市場環境を踏まえ、当社グループは、WEB予約の普及と医療施設におけるデジタル業務への移行を促進することが、今後の成長における重要課題と位置づけております。この課題解決に向け、当社は資本業務提携を行った大手健診代行機関との共同プロジェクトを推進し、市場の約60%を占める企業や健康保険組合（健保）などの団体向け営業を強化しております。業界初となる、法人健診をワンストップで効率的に支援する「ビジネス・ヘルスケア・プラットフォーム」の構築を目指し、企業および医療施設双方の準備を進めております。今後は、法人予約による市場シェアの獲得と、約4,500の医療施設に対する継続的なアプローチを通じて、WEB予約システム導入の拡大および医療施設の業務プロセスのDXを一層推進してまいります。これらの取り組みを通じて、当社グループはヘルスケア分野におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立し、企業価値の最大化を目指してまいります。



(4) 経営戦略と経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、ミッションを実現し、継続的な企業価値向上を達成するための重要な経営指標として、売上高と営業利益を設定しております。また、これらを実現するための重要なKPI (Key Performance Indicators) として、各サービス形態等に応じて、当社ヘルスケアプラットフォームとしての価値向上に資する「MRSO.jp」及び「MRS」を通じた人間ドック・健診の「予約取扱高」、「予約取扱高」の母集団形成の基礎となる「MRSO.jp」の「掲載医療施設数」・「会員数」、医療施設・法人・行政向けに提供している各種DXサービス等の利用に関する契約締結数(以下、「契約アカウント数」)を定めております。

(5) 対処すべき課題

法定健診領域の取り込み推進

当社がHCPFサービスとして提供している人間ドック・健診の予約メディアである「MRSO.jp」は、掲載医療施設数において国内No.1であります。また、「MRSO.jp」を通じた予約取扱高は、人間ドック・健診市場全体のうち僅かな比率であるのが実情です。人間ドック・健診を実施する医療施設では、DXの取り組みが遅延しており、現状でも電話・FAX中心の受診予約が行われております。また、一部の大企業を中心とした健保では、健診代行企業の活用がなされておりますが、当該健診代行企業を通じた人間ドック・健診予約においても電話等による予約が中心となっているところも多いため、今後、健保・企業健診を中心とした法定健診領域の更なる取り込み拡大を通じた大きな成長余地が残っております。

このため、今後は、大手保険会社との提携効果やシステム利用者となる健保・企業の利便性を向上させるサービス機能拡充、「MRSO.jp」掲載医療施設の法定健診予約率拡大、企業の健診業務仲介等の健康管理サービスを提供する健診代行機関や他サービスを提供する会員保有企業との提携等も視野に入れ、法定健診領域の取り込み拡大に努めてまいります。

DXサービスの拡充

当社は現在、未病における人間ドック・健診の業務DXを推進し、ヘルスケア領域に特化したサービスを提供しております。多くの医療施設では、いまだに紙やFAX、電話を用いた業務が残っており、非効率な運用が課題となっております。

こうした課題を解決するため、当社は業務プロセス全般のデジタル化を支援し、実績管理やデータ活用の高度化に貢献するサービスを開発・提供してまいります。今後も、医療施設のニーズに応じたDXソリューションを継続的に拡充し、より効率的で利便性の高い仕組みの構築を目指してまいります。

人材の確保及び育成

当社は24名(2024年12月末現在)の小規模な組織であることから、更なる有効な事業展開による継続的な成長を実現するためには、エンジニア等の優秀な新規人材採用及び既存社員の能力及びスキルの向上等による人材育成が重要な課題であると考えております。

当社は、ソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化による採用強化を図るとともに、計画的に社員に対して多様かつ有益な研修体制を整備するとともに、公正な評価制度に基づく人事制度の構築に取り組み、人材の確保と能力の向上に努めてまいります。

#### 情報システムの整備・強化

当社が運営する「MRSO.jp」や提供する各種クラウドサービスは、サービス提供にかかるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理が重要な課題であると考えております。

当社は、既にISMS及びQMS、プライバシーマークの認証を取得・更新しておりますが、市場環境の変化に応じて、随時PDCAサイクルの見直しを行い、高いセキュリティ水準を維持していくとともに、新たな技術に関する教育や研修等を通じて技術レベルの向上を図り、堅牢なサービス提供体制の構築に取り組んでまいります。

#### 内部管理体制の更なる強化

当社では、事業規模の拡大により従業員の増員を計画しております。このため、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を目指していくためには、業務の効率化や内部管理体制の更なる整備強化が重要な課題であると考えております。

バックオフィス業務の整備を通じた業務の標準化による効率性の追求、組織的なマネジメント活動を支援する堅牢な内部統制確立のための人員増強等を図っていくことで、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

#### 海外子会社管理体制の強化とセキュリティ対策財務上の課題

当社は海外子会社を設立し、開発体制の強化に着手しました。設立初期の子会社管理では、現地法規制の遵守と円滑な運営体制の構築が重要です。

また、業務で取り扱うデータやシステムの保護も不可欠です。外部からの不正アクセスや情報漏えいを防ぐため、セキュリティ対策を強化し、安全な運用環境を整えてまいります。

さらに、財務管理体制を強化し、不正防止のための内部統制を徹底することで、透明性の高い経営を推進します。これらを通じ、海外子会社の安定した運営と企業価値の向上を目指してまいります。

#### 財務上の課題

現状においては、安定的に利益を計上のもとキャッシュ・フローを創出しており、事業継続に支障を来すような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や自己資本の充実に基づく金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。各種費用対効果の検討を継続的に実施のうえ、財務健全性の確保に努めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、持続的な成長による企業価値向上を実現するためには、企業経営の健全性及び透明性を図り、株主をはじめとした全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であることから、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

株主総会、取締役会、監査等委員会に加え、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として経営会議やリスク管理委員会を設置し、サステナビリティに関する事項を含む重要事項の審議・検討を通じてガバナンス向上を図っております。

### (2) 戦略

当社グループは、サステナビリティに関する取組みのうち、人材の多様性の確保を含む人材の採用・育成に関する取組みは経営上重要であると考えております。

多様な人材がワークライフ・バランスを充実させながら、高いモチベーションのもと自己能力を有効に発揮することのできる職場環境の整備に努めております。

また、定期的な研修を実施する等自己研鑽の機会を設けるとともに、従業員の能力を高めることができる業務体制、年齢・国籍・性別等を区別することなく意欲と能力のある従業員を平等に育成・登用する方針としております。

### (3) リスク管理

当社グループは、役職員が全社的なリスクマネジメントについて適切に認識し、円滑な会社運営を遂行することを目的として、「リスクマネジメント規程」を制定し、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。当委員会では、サステナビリティに係るリスクも含めた全ての事業活動に関わる重要なリスクを抽出、評価のうえ、各リスクに応じた必要な対応を図っております。当委員会は原則として四半期毎に定期開催する

ほか、必要に応じて随時開催することとしており、継続的なリスク管理体制を構築しております。

#### (4) 指標及び目標

当社グループは、少人数規模での運営体制であることから、現時点では、人材の多様性の確保を含む人材の採用・育成に関する取組みへの定量的な指標等は定めておりません。今後、人員の拡充に伴い、当社グループにとって適切な指標及び目標の設定に向けて検討を進めてまいります。

### 3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を伴うことから実際の結果は異なる可能性があり、また、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

#### (1) 事業環境等のリスク

人間ドック・健診市場の動向について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社の主要市場である人間ドック・健診市場は、人生100年時代が到来する中、政府及び地方自治体による予防医療推進の取り組みや人々の健康意識の向上に伴い、一定の継続的な成長が見込まれております。

しかしながら、人間ドック・健診の担い手である医療施設の動向や政府・地方自治体における社会保険財政の状況と使用方針等により、人間ドック・健診市場の減退、若しくは市場環境が変化するような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、ヘルスケア領域に限定せずに、行政実務全般に関するDXを推進する新たなサービス展開を開始しております。

他社との競合について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

人間ドック・健診関連市場は、企業を中心に従業員の健康管理の一環として需要が高まっており、健診代行機関やクラウドサービスをベースとした健康管理支援システムを提供する企業を中心に新規参入事業者が増加しております。

今後、これらの事業者がシステムを活用した人間ドック・健診に関する予約サービス提供業務へ進出してきた場合、競争の激化により当社の市場における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。一方で、当社はHCPFとDXの両サービスを提供することで参入障壁を高めております。また、医療施設のデジタル化は時間とコストが相応にかかり、費用対効果の点で先行者の後塵を拝すことが見込まれることから、当該事業者との関係では、相互連携による両社の利益追求も合理的な選択肢となることから、発生可能性は低いものと認識しております。

技術トレンドやユーザーニーズの変化について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

ヘルスケア関連の事業領域は、グローバルで潜在的に高い成長可能性が見込まれるため、ベンチャー企業からグローバル展開する大企業までが大小問わず事業を推進し、クラウドを中心に様々なシステムやツールが開発されております。

今後、技術革新等による技術トレンドやユーザーニーズの変化に十分に対応できない場合は、当社サービスの優位性が損なわれ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、最新のテクノロジーの知見やノウハウ、ユーザーニーズの蓄積等により、継続的な開発力の向上を図ってまいります。

外国為替変動について（発生可能性：中、影響度：低、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、Amazon Web Service（AWS）を中心に海外事業者が提供するサービスを利用しておりますが、為替リスクヘッジは特段実施しておりません。そのため、想定以上に為替相場が円安傾向となった場合は、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社における為替リスクのある取引高の割合は低い状況ですが、今後当該割合が高まる場合は、金融機関等とも相談のうえリスクヘッジ手段を用いることも検討してまいります。

#### (2) 事業運営に関するリスク

システムトラブルについて（発生可能性：低、影響度：大、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社が提供するサービスは、主にSaaS型のクラウドサービスとして提供しております。したがって、当社事業



に関する各種サービスはコンピューターシステム及び通信ネットワークに依存しております。

このため、予期せぬ自然災害や不慮の事故により当社が管理するコンピューターシステムで障害が発生した場合や、想定を超える急激なアクセス増加等の一時的な過負荷やシステム障害によってコンピューターシステムや通信ネットワークが動作不能に陥り、サービスが停止した場合、当社に対する訴訟や損害賠償の実損害や当社に対する信用棄損を通じた無形の損害等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、これらのリスク低減を図るため、システムの冗長化やサーバーの負荷分散、定期的なバックアップの実施等により、システム障害等のトラブルの発生を防止及び回避を図っております。

顧客情報管理について（発生可能性：低、影響度：大、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、受診者や顧客企業の従業員の健診結果データである要配慮個人情報を含む大量の個人情報を保有していることから、個人情報の適切な管理は、極めて重要な責務と認識しております。

このため、万が一事故若しくは自然災害、悪意のある者による意図的な外部攻撃等によって当社の通信・ネットワークセキュリティに障害が発生した場合、又は、関係者等による人為的な事故若しくは悪意による情報の漏洩が発生した場合は、当社の情報管理に多大な支障をきたし、当社に対する訴訟や損害賠償の実損害や当社に対する信用棄損を通じた無形の損害等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、これらのリスク低減を図るため、個人情報保護法及び関連する法令等に遵守するための体制を整備しております。また、2016年3月にISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証、2017年1月にプライバシーマークの認証を取得し、これらの認証に基づいた各種情報セキュリティに関する規程等を定めて、情報の機密性、完全性、可用性の確保に努めるとともに、提供する各サービスについては、定期的に脆弱性診断を実施し、継続的な情報セキュリティレベルの改善及び向上活動を行っております。

これらにより、入室制限及び書類保管等の物理的な対処はもちろん、ランサムウェア攻撃等によるウィルス対策や外部からのアクセス遮断、社内でのアクセス権限設定等のアクセス管理の実施等、細心の注意を払い、情報漏洩防止に取り組んでおります。

法令、制度改正に関するリスク（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、人間ドック・健診の予約メディアである「MRSO.jp」上にて、人間ドック・健診を提供する医療施設の紹介及び予約プラン等を掲載しております。このような医療関連メディアの運営を行う上では、医療施設に関する虚偽表示や誇大表示による広告等を禁止するための指針とされる「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（厚生労働省）の規制を受けております。

また、上記の他にも「個人情報保護法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「資金決済に関する法律」等の各種法的規制のもと運営を行っております。

このため、将来的に当社事業に関連する分野において、これらの法令等の改正や新たな法律等の制定・施行により事業運営上の制約を受けたり、新たな対応を余儀なくされたりする可能性があります。このような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、規制改定等に関する情報を迅速に把握対応し、これらを遵守すべく、適宜顧問弁護士等とも確認を行い体制整備に努めるとともに、適切な社員教育を行うことで法令遵守体制の整備・強化を図っております。

外部検索エンジンの影響について（発生可能性：中、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社が運営している「MRSO.jp」への集客は検索サイトを経由したものが一定数を占めており、検索エンジンの表示結果に影響を受けております。

このため、外部検索エンジンを運営するプラットフォーム事業者のアルゴリズム（表示順位判定基準）変更等により、当社のSEO対策の有効性が低下し、検索結果が当社にとって優位に働かない状況が生じた場合には、集客効果が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、検索エンジンからの集客を高めるための検索エンジン最適化（SEO対策）を実施し、定期的に広告宣伝効果を測定しつつ最適な広告宣伝を実施するよう努めております。

WEBメディア内の安全性及び健全性の維持について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、「MRSO.jp」、「人間ドックのミカタ」等、医療施設による人間ドックのプランや自社による人間ドック・健診を中心とした医療記事等を掲載するWEBメディアを運営しております。また、これらのWEBメディア上では、運営者として、医療施設や一般企業からの広告を掲載しております。

このため、ユーザーがこれらの情報に基づき一定の判断をした結果として、何らかの不利益が発生した場合や人為的な要因等により掲載した内容に瑕疵があった場合等において、WEBメディア運営者として当社に何らかの責

任が問われることにより、又はWEBメディアに対するユーザー等の支持低下や当社の社会的信頼性の毀損により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、掲載される医療情報・医療記事・広告記事については、社内ガイドライン・掲載基準に従って確認を実施しており、法令違反や公序良俗に反する内容を排除するような体制構築に努めております。

外部クラウドサーバーへの依存について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社が提供するクラウドサービスは、安全性、安定性、拡張性及び価格等を総合的に勘案し、Amazon Web Services, Inc.が提供しているクラウドコンピューティングサービス「AWS」を基盤として運営されています。

このため、AWSのデータセンター処理能力が当社の求める処理能力を満たさない場合やAWSに障害が生じた場合には、当社が提供する各種クラウドサービスへのアクセスが中断又は遅延する等、顧客からの信用が損なわれ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、同社による経営戦略の変更、又は、利用料改定を含む各種取引条件の変更等が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、AWS以外のサーバー提供事業者の提案等も定期的に収集確認しており、継続的にAWSとの比較検討を行い、AWSの継続利用が困難に陥った場合等の代替事業者への円滑な移行に向けた検討を行ってまいります。

知的財産権の侵害等について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、当社提供のサービス名等について商標登録を行っております。当社が使用する知的財産について、現時点においては、第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。

しかしながら、当社事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であるため、意図せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求、知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、今後の事業活動においても第三者の特許権、商標権等の知的財産権を侵害することがないように外部専門家と連携し、適切な管理に努めてまいります。

訴訟等について（発生可能性：低、影響度：中、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、コンプライアンス規程を制定し、法令を遵守した事業活動を行うべく、従業員に対しても法令遵守への意識向上を図っております。

現時点においては、当社は係争中の訴訟を有してはおりませんが、事業活動の遂行において、意図しない法令違反や不適正行為、契約を巡る紛争や損害賠償等、第三者からの訴訟その他法的手段の提起等がなされた場合には、金銭的な負担に加え、企業イメージの悪化等、社会的なレピュテーションの低下により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、法令改正等に関する情報を専門誌の購読等を通じて迅速に把握し、対応が必要な場合は、速やかな体制整備に努めてまいります。また、法的手段等の提起がなされた場合には、適宜顧問弁護士等とも協議のうえ適切な対応を図ってまいります。

### （３） 経営体制に関するリスク

特定人物への依存について（発生可能性：低、影響度：大、顕在化する可能性のある時期：常時）

代表取締役社長である西野恒五郎は、当社の創業者の一人であり、2017年3月以降は代表取締役社長を務めており、当社の経営方針や事業戦略構築、信用力の向上等において重要な役割を果たしております。

このため、何らかの理由により同氏が業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、取締役会等の会議体等を通じて役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に依存しない経営体質の構築を進めてまいります。

人材確保と育成について（発生可能性：低、影響度：小、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社グループは従業員数が24名（2024年12月末）と小規模な組織であり、更なる成長のため、優秀な人材確保及び人材育成が不可欠であると認識しております。また、人員拡大とともに内部管理体制の更なる強化を併せて図っていく予定であります。

このため、人員採用計画等が何らかの事情により想定通り進まなかった場合、又は既存人員の人材流出が進んだ場合には、競争力低下やリソース不足により事業が計画通りに進まない可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスク低減を図るため、採用方法の多様化を図り、当社の企業風土にあった人材の登用を進めるとともに、内部管理事項を含む各種研修の実施等により、各人の能力底上げを行ってまいります。

海外子会社について（発生可能性：低、影響度：小、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社グループは、ベトナムにおいて、システムの開発および保守・運用を担う海外子会社を保有しており、親会社は同子会社に一部の開発業務等を委託しております。このため、ベトナムにおける政治・経済・法規制の変更、テロなどの社会的混乱、または労働環境の急激な変化等が発生した場合には、当社グループの経営成績および財政状態に一定の影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスクに対して現地従業員を中心とした現地管理体制の強化に努めるとともに、事業環境および経営状況を常時把握しております。また、必要に応じて当社取締役会等においてリスク状況を適宜協議・モニタリングし、安定した業績および健全な財政状態の維持に努めております。

#### （４） その他リスク

配当政策について（発生可能性：中、影響度：小、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現在は事業拡大過程にあり、財務体質の強化に加えて更なる事業成長のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化及び収益力強化のための投資に機動的に充当していくことが株主への最大の利益還元につながるものと考えております。

将来的には、経営成績等を勘案しながら株主への配当還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

当社株式の流動性について（発生可能性：中、影響度：小、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場しておりますが、2024年12月末時点での流通株式比率は27.0%にとどまっております。

このため、株式市況等の要因により流通株式比率が向上しない、あるいは低下する可能性があり、これらの場合には当社株式の市場売買が停滞すること等により当社株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これらのリスク低減を図るため、今後は、既存大株主への一部売出しの要請、新株予約権の行使等による流通株式数の増加に努め、流動性の向上を図ってまいります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：低、影響度：小、顕在化する可能性のある時期：常時）

当社は、役員、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権の権利行使の可能性や時期について正確に予測することはできませんが、将来の権利行使時点において当社株式が新たに発行され、既存株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化される可能性があります。

なお、2024年12月末時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は253,370株であり、発行済株式総数3,552,750株の7.1%に相当しております。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

###### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進んでいるものの、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクを背景とした資源・原材料価格の高騰や、円安に伴う物価の上昇から個人消費への影響が懸念されており、引き続き景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは、健康寿命の8年延伸を目指し『+8Y健康長寿社会の実現』をミッションに掲げております。そしてアナログ業務からデジタル業務へのDXを推進して、個人・法人・行政・医療施設をつなぎ、予防医療のアップデートの実現に向け、事業を展開しております。

当社グループのセグメントは、ヘルステック事業の単一であります。サービス提供内容に応じて、「予約」「広告」「DX」「ワクチン」に区分しております。

なお、当社グループは、当連結会計年度が連結初年度となるため、以下は当事業年度の経営成績を記載しております。

売上区分	2023年12月期		2024年12月期	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
予 約	562,915	31.1	629,699	47.2
広 告	253,183	14.0	303,554	22.8
D X	173,045	9.6	236,255	17.7
ワクチン	820,268	45.3	163,550	12.3
合 計	1,809,413	100.0	1,333,059	100.0

予約においては、人間ドック・健診予約サイト「MRSO.jp」を通じて、医療施設の予約数拡大に向けたマーケティング支援を行うと共に、利用者に対する人間ドック・健診の予約促進に向けた情報提供等の多様なサービス提供を行っております。当連結会計年度は、継続的な営業活動を通じた「MRSO.jp」の掲載医療施設数の拡大や、医療施設のWEB予約枠拡大に努めました。また、会員数拡大に向けた積極的なマーケティング活動を実施すると共に、引き続き業務提携先である生命保険会社等からの予約取扱高の増加もあり、「MRSO.jp」の予約取扱高は堅調に推移いたしました。医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システムである「MRS」は、利用施設数の増加等により予約取扱高は堅調に推移いたしました。

広告においては、「MRSO.jp」トップページに設けた特集ページ等を通じた医療施設の露出量増加や企業との提携を通じた「MRSO.jp」でのプロモーション実施等を行っており、広告サービスの利用数拡大やその利用単価向上に取り組んでまいりました。

DXにおいては、医療施設や市町村を中心とする行政、法人に対して、主に業務効率化に資するWEB予約システムの提供を行っております。医療施設・法人向けDXは昨年並みの推移に加え、大規模開発案件により増加し、行政向けに提供している住民健診については昨年並みに推移いたしました。

ワクチンについては、新型コロナウイルスワクチン接種等に関する各種WEB予約システムについては、国の接種方針の大幅な変更にともない、一部を除き自治体のワクチン接種体制が終了したことから、システム利用が大幅に減少しております。また、大規模接種等サービスにおいては、国や都道府県が設置した各大規模接種会場の終了後も一部の職域接種会場でワクチン接種WEB予約システムを提供してはりましたが、第1四半期末をもってサービス提供を終了いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,333,059千円、営業利益は157,517千円、経常利益は157,412千円、親会社株主に帰属する当期純利益は101,004千円となりました。

なお、当社グループはヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,106,396千円となり、その主な内訳は、現金及び預金1,809,396千円、売掛金250,633千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は150,416千円となり、その主な内訳は、投資有価証券60,034千円、差入保証金25,814千円、繰延税金資産57,588千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は234,452千円となり、その主な内訳は、買掛金33,002千円、未払金51,802千円、未払法人税等31,432千円、営業預り金67,550千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は2,022,360千円となり、その主な内訳は、資本金122,351千円、資本剰余金329,541千円、利益剰余金1,573,995千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,809,396千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は77,625千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上157,412千円、売上債権の増加額55,860千円、法人税等の支払額50,774千円、契約負債の減少額159,436千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は59,685千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出60,034千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は22,892千円となりました。これは主に、東京証券取引所グロース市場への上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による株式の発行による収入44,702千円、上場関連費用の支出13,703千円、長期借入金の返済による支出7,992千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループ事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループ事業は、受注生産形態をとらない事業であることから、当該記載を省略しております。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、ヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上区分の名称	金額(千円)
予 約	629,699
広 告	303,554
D X	236,255
ワクチン	163,550
合 計	1,333,059

- (注) 1. 当連結会計年度において、ワクチンの販売実績は著しい減少となりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種等に関する各種WEB予約システムについては、国の接種方針の大幅な変更にともない、一部を除き自治体のワクチン接種体制が終了したこと等から第1四半期末をもってサービス提供を終了したことによるものであります。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%未満であるため記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。この連結財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要となる事項については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に関して情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

また、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

## 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a 財政状態

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりです。

## b 経営成績の状況

## (売上高)

当連結会計年度の売上高は1,333,059千円となりました。売上高の分析・検討内容につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりです。

## (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は304,266千円となりました。これは主に「MRSOワクチン」に係るサーバー費用が抑制されたこと等によるものであります。この結果、売上総利益は1,028,793千円となりました。

## (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は871,275千円となりました。これは主に「MRSO.jp」を通じた人間ドック・健診の予約取扱高増加に伴いリスティング広告費の増加や営業活動の外部委託を実施したこと等によるものであります。この結果、営業利益は157,517千円となりました。

## (営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益として193千円、営業外費用として299千円を計上しました。この結果、経常利益は157,412千円となりました。

## (特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度は特別損益の計上はなく、法人税等が56,407千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は101,004千円となりました。

## キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社グループの資金需要のうち主なものは、システム開発投資や広告宣伝投資等が中心となりますが、これらの資金に関する財源は、自己資金及び金融機関からの借入により対応しております。

なお、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は1,809,396千円、有利子負債(借入金)残高は7,366千円となっており、資金流動性の改善が図られております。

今後の更なる業容拡大に対応するための資金に関しては、自己資金に加えて、株式上場時の調達資金を用いて、成長投資の実行とともに財務基盤の強化を図ってまいります。

## 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営戦略と経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の通り、当社は売上高と営業利益を重要な経営指標として設定するとともに、これらの目標達成実現のための重要なKPIとして、サービス形態等に応じて、「MRS0.jp」及び「MRS」を通じた人間ドック・健診の「予約取扱高」、「予約取扱高」の母集団形成の基礎となる「MRS0.jp」の「掲載医療施設数」、地方自治体等に提供する各種DXサービス等を利用する「契約アカウント数」(大規模接種等サービスに属する契約アカウント数を除く)を設定しております。

当連結会計年度は、売上高及び営業利益は減少した一方で、各KPIについて堅調に伸長しております。

重要指標	2023年12月期	2024年12月期	増減率・増減数
売上高(千円)	1,809,413	1,333,059	-
営業利益(千円)	618,944	157,517	-
予約取扱高(千円)	10,932,914	12,147,180	11.1%
MRS0.jp掲載医療施設数(件)	1,366	1,677	311
契約アカウント数(件)	877	280	597

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社は、人間ドック・健診予約システム等の提供を通じて、顧客のマーケティング活動と業務効率化に資するヘルスケアDX実装カンパニーとして、クラウドサービスによる人間ドック・健診の予約プラットフォームの拡充と顧客のDX推進を目的に、新規サービスの開発及び既存サービスの機能拡充に向けて研究開発を行っております。

なお、当社はヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度の研究開発活動は、主として法人向けDXサービスの開発によるものであり、研究開発費の総額は46,394千円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、重要な設備投資、重要な設備の除却及び売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備、什器、経 理システム等	114	297	2,342	2,753	24(1)

- (注) 1. 建物は賃借中のものに対する内部造作であります。本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は32,867千円であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 「従業員数」欄の( )内には臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。
4. 当社はヘルステック事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

##### (2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,552,750	3,552,750	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,552,750	3,552,750		

(注) 提出日現在の発行数には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2016年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 7 社外協力者 5 (注) 8
新株予約権の数(個)	4,441 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式44,410 (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,334 (注) 2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年3月14日 至 2026年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,334 資本組入額 667 (注) 3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。

- a. 権利行使にかかる払込金額の1暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
- b. 上場日から半年を経過する日までは行使することができないものとし、上場日から半年経過後から1年を経過する日までは割当てられた新株予約権の50%（1個未満の端数は、切り上げる）を上限とし、上場日から1年を経過した日以降は割当てられた新株予約権の全てを行使できる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は、無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。
7. 2018年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退任、退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任、社外協力者の関係解消により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員3名、社外協力者5名となっております。

第3回新株予約権	
決議年月日	2017年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 17 社外協力者 9 (注) 8
新株予約権の数(個)	11,484 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式114,840 (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800 (注) 2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月13日 至 2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。  
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。

- 権利行使にかかる払込金額の1暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
- 上場日から半年を経過する日までは行使することができないものとし、上場日から半年経過後から1年を経過する日までは割当てられた新株予約権の50%(1個未満の端数は、切り上げる)を上限とし、上場日から1年を経過した日以降は割当てられた新株予約権の全てを行使できる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は、無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 6. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

#### 7. 2018年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 8. 付与対象者の退任、退職による権利の喪失により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員6名、社外協力者9名となっております。

第4回新株予約権	
決議年月日	2017年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 5 社外協力者 2 (注)8
新株予約権の数(個)	300 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式3,000 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年12月19日 至 2027年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 4 5 取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。

- 権利行使にかかる払込金額の 1 暦年間の合計額が 1,200 万円を超えないこと。
- 上場日から半年を経過する日までは行使することができないものとし、上場日から半年経過後から 1 年を経過する日までは割当てられた新株予約権の 50% (1 個未満の端数は、切り上げる) を上限とし、上場日から 1 年を経過した日以降は割当てられた新株予約権の全てを行使できる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は、無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 6. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

#### 7. 2018年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 8. 付与対象者の退職による権利の喪失により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名、社外協力者2名となっております。

第5回新株予約権	
決議年月日	2020年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 21 社外協力者 5 (注)7
新株予約権の数(個)	9,112(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式91,120 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年4月16日 至 2030年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。  
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。
- 権利行使にかかる払込金額の1暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
  - 上場日から半年を経過する日までは行使することができないものとし、その後の行使しうる新株予約権の数は以下のとおりとする。
    - 上場日から半年経過後から1年を経過する日までは割当てられた新株予約権の25%(1個未満



の端数は、切り上げる)を上限とする。

(イ) 上場日から1年を経過した日から2年を経過する日までは割当てられた新株予約権の50%(1個未満の端数は、切り上げる)を上限とする。

(ウ) 上場日から2年を経過した日から3年を経過する日までは割当てられた新株予約権の75%(1個未満の端数は、切り上げる)を上限とする。

(エ) 上場日から3年を経過した日以降は割当られた新株予約権の全てを行使できる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

#### 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は、無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 6. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

#### 7. 付与対象者の退職による権利の喪失により本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員16名、社外協力者6名となっております。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月28日 (注) 1	A種優先株式 375,000	普通株式 3,156,250 A種優先株式 375,000	-	100,000	-	-
2023年9月10日 (注) 2、3	普通株式 375,000 A種優先株式 375,000	普通株式 3,531,250	-	100,000	-	-
2024年1月23日 (注) 4	21,500	3,552,750	22,351	122,351	22,351	22,351

(注) 1 . 2022年12月26日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議により、2022年12月28日付けでA種優先株式1株につき800円にて375,000株の取得を行い、同日付けにて同取得株式の全株につき消却を行い、A種優先株式の発行済株式総数が375,000株減少しております。

2 . 当社は、2023年8月14日開催の取締役会決議により、2023年9月10日付で、定款の定めに基づき、A種優先株式375,000株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式375,000株を交付しております。また、同日付けにて取得したA種優先株式の全てを消却しております。

3 . 当社は、2023年9月5日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

4 . 2024年1月23日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式21,500株（割当価格2,079.20円、資本組入額1,039.60円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ22,351千円増加しております。

オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当

割当先 株式会社SBI証券  
割当価格 2,079.20円  
資本組入額 1,039.60円

(5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	13	31	11	3	1,031	1,094	
所有株式数 (単元)	-	1,405	409	9,568	1,004	8	23,122	35,516	1,150
所有株式数 の割合(%)	-	3.96	1.15	26.94	2.83	0.02	65.10	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
西野 恒五郎	東京都港区	1,438,750	40.49
三和システム株式会社	茨城県ひたちなか市松戸町二丁目9番10号	527,700	14.85
神田 有宏	東京都杉並区	286,900	8.07
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	174,400	4.90
株式会社SHIFT	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー	132,700	3.73
阿部 順一	東京都品川区	120,500	3.39
BNYM AS AGT/CLTS NO N TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 1028 6 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	93,100	2.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	63,600	1.79
芥 好夫	香川県丸亀市	60,100	1.69
菅生 淳一	東京都渋谷区	54,000	1.51
計		2,951,750	83.08

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,551,600	35,516	-
単元未満株式	普通株式 1,150	-	-
発行済株式総数	3,552,750	-	-
総株主の議決権	-	35,516	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	72	115,128
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( )	-	-	-	-
保有自己株式数	72	-	72	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務体質の強化に加えて事業成長のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化及び収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績を勘案しながら株主への配当還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の12月31日を基準日とした期末配当を基本としており、その他年1回の6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨及び株主への機動的な利益還元を図る目的から、別途基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長の実現のためには、株主をはじめとして顧客、従業員、取引先、債権者の各ステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であるとの認識のもと、企業経営の健全性及び透明性を向上させるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図るための体制強化に取り組んでおります。

当社は支配株主を有しております。当社は、原則として支配株主との間で取引を行わない方針としておりますが、支配株主との取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議・決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化および監査・監督機能の一層の充実を図ることを目的として、2025年3月27日開催の第10期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

この移行により、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指すとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ってまいります。

以上のことから、当社の業務の適正性を確保できると考え、本体制を選択しております。

機関ごとの構成は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	リスク管理委員会	報酬委員会
代表取締役社長	西野 恒五郎					
取締役副社長	阿部 順一					
取締役	菅生 淳一					
取締役	井口 聖一朗					
取締役	吉田 弘					
取締役（社外）	菊地 英樹					
常勤監査等委員（社外）	西山 修平					
監査等委員（社外）	堀越 充子					
監査等委員（社外）	渡邊 孝江					
執行役員	河合 勝之					
各部門長						

(注) 印は議長又は委員長、 印は構成員を表します。

##### a 取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）6名、監査等委員である取締役3名の取締役9名（うち4名を社外取締役）で構成しており、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として重要事項の審議、意思決定をするとともに、業務執行状況の報告および監督を行っております。

##### b 監査等委員会

監査等委員会は社外取締役3名で構成され、取締役の業務執行を監査・監督しております。監査等委員会は常勤監査等委員である社外取締役が議長を務め、毎年策定する監査計画に基づき、毎月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催すると共に、経営会議への出席、取締役及び執行役員へのヒアリング等を通じて情報収集を行い、監査に関する重要事項についての情報交換、協議並びに決議を行っております。また、原則として、四半期毎に、会計監査人である有限責任大有監査法人及び内部監査人との間で三様監査会議を開催し、定期的な情報交換に努めております。

c 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用し、1名の執行役員が選任されております。執行役員は、意思決定・監督を担う取締役をサポートするとともに、業務執行を担う機能を果たしております。なお、執行役員は、取締役会において選任され任期は1年となります。

d 内部監査

当社では、業務部門より独立した代表取締役社長が任命する者1名が各部門に対する内部監査を実施しております。また、経営企画室の内部監査については、別途代表取締役社長が指名した管理担当取締役が業務監査を実施することで、牽制機能を働かせることにより自己監査としない体制としております。

内部監査では、内部監査規程に基づき、当社の業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的かつ効率的に運営されていることの確認等を行い、監査結果については、代表取締役社長、取締役会及び常勤監査等委員に報告しております。また、内部監査担当者は、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

なお、内部監査人と常勤監査等委員である社外取締役、会計監査人である有限責任大有監査法人が各監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的で開催される三様監査を通じて情報交換を行っており、内部監査結果についても同監査にて報告されております。

e 会計監査人

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

f 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として設置しております。代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役5名（議長含む）及び常勤監査等委員である社外取締役、執行役員1名、執行部門の所属長、その他代表取締役が必要と認められた者で構成され、毎月1回以上開催し、取締役会の付議事項の事前審議を含め、経営及び事業に関する事項の協議及び共有等を行っております。

g リスク管理委員会

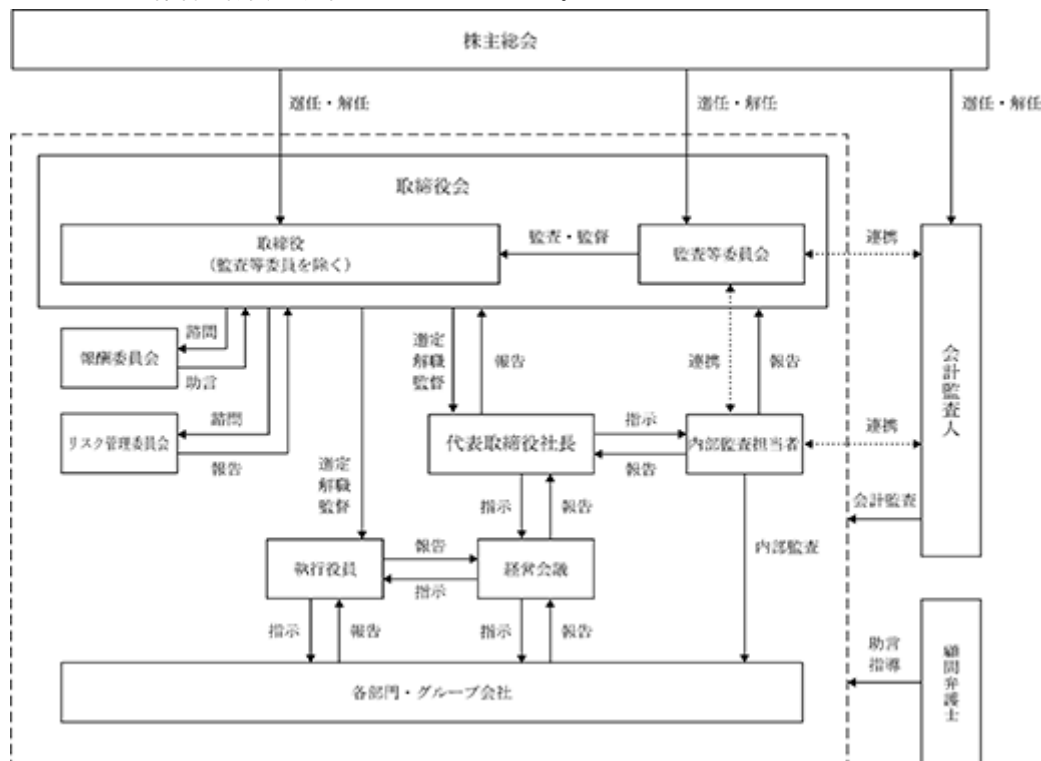
当社は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役5名（委員長含む）及び常勤監査等委員である社外取締役、執行役員1名、その他委員長が必要と認められた者で構成されるリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、取締役会の諮問機関として、全社的なリスクの抽出、リスク評価、リスクマネジメント方針の策定、各リスクへの管理方法等のリスク管理体制の整備やコンプライアンスを含むリスク課題の審議、各種リスク情報の共有化を図ることを目的に、原則として四半期末毎に定期開催しております。

なお、リスク管理委員会における審議内容等については、定期的に取り締役に報告されております

h 報酬委員会

報酬委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、取締役3名（委員長、社外取締役含む）で構成されております。当社のコーポレート・ガバナンスの強化と透明性の確保に資することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として設置されております。毎年1回以上開催のうえ、取締役の報酬等における在り方を審議し、取締役会へ助言することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。当該基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。

#### a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社グループの全ての取締役及び使用人は、法令や社会的規範を遵守のうえ事業活動を遂行するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制を整備し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程を遵守のうえ、業務を執行すると共に、適用法令等の動向に関する情報収集を行い、社内への周知及び教育を行う。
- (ウ) 組織的又は個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備及び運用を行う。
- (エ) 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から当社グループの内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行状況の監査を行う。
- (オ) 内部監査担当部門は、当社グループの内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を行う。
- (カ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (キ) 反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

#### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役は必要に応じて閲覧できる。

#### c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 企業活動上発生しうるリスクを把握し、当該リスクの回避及びリスク発生時の対応策を実行するため、リスクマネジメント規程を制定し、当社グループのリスク管理体制を整備する。
- (イ) リスクマネジメント規程に基づきリスク管理委員会を設置し、当社グループの各種リスクの状況を把握し、適切な管理を行う。
- (ウ) リスク管理意識の向上のため、社内研修の実施等を通じて周知徹底を図る。

#### d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。

- (イ) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (ウ) 取締役会は当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について、取締役会において定期的に報告、検証を行う。
- (エ) 当社及びグループ各社の職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、権限と責任の範囲を明確化したうえで、効率的な職務執行体制を確保する。
- e 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、その人事については常勤監査等委員である社外取締役の同意を得て決定する。監査等委員会よりその職務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- f 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社グループは、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制  
(ア) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。  
(イ) 当社グループの取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- h 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図る。
- i 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(ア) 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。  
(イ) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(ア) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。  
(イ) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。  
(ウ) 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査・監督及びその体制の整備のため、代表取締役社長と定期的に会合を開催する。  
(エ) 監査等委員会から説明を求められた当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会に対して詳細な説明を行う。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、代表取締役社長が委員長を務め、常勤取締役、常勤監査等委員である社外取締役、執行役員及び委員長が指名した者で構成されるリスク管理委員会を設置しております。本委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスリスクを含む会社経営に係る重要なリスクを抽出のうえ、各リスクを評価し、リスク対応方針を策定しております。また、各リスク対応部署におけるリスク管理状況や各リスク情報の共有等を行い、必要に応じてリスク評価及びリスク対応方針等の見直しを行います。本委員会での審議内容等については、会社経営の重要な判断に資する内容として取締役会へ報告されております。

また、当社では、「コンプライアンス規程」を制定し、各種法令（行政上の通達・指針、ガイドライン等を含む）及び社内規則（社内規程、通達等含む）を遵守した行動により、健全な企業活動を行って行くことを経営の基本方針の一つとし、企業風土の継続的な改善や不正防止及び責任体制の確立に取り組んでおります。

「コンプライアンス規程」では、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する従業員等からの相談又は通報の



適正な処理の仕組みを定めることにより、法令はもとより、社内諸規程及び企業倫理に反する行為（以下、「不正行為等」という）の早期発見と是正を図り、内部通報制度の運用を規定しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は12名以内、うち監査等委員である取締役は3名以上4名以内とする旨、定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 責任限定契約の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社の取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されません。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### a 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、同法423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令が規定する限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。なお、第10期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）についても定款で同様に定めております。

##### b 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を図る目的から、剰余金の配当等として会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

##### c 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数 / 開催回数
代表取締役社長	西野 恒五郎	14回 / 14回
取締役副社長	阿部 順一	14回 / 14回

取締役	菅生 淳一	14回 / 14回
取締役	吉田 弘	13回 / 14回
取締役(社外)	菊地 英樹	14回 / 14回
常勤監査役(社外)	北村 孝	14回 / 14回
監査役(社外)	堀越 充子	14回 / 14回
監査役(社外)	渡邊 孝江	14回 / 14回

(注) 取締役会における具体的な検討内容として、決算の承認、予算の承認、人事に関する事項及び資金調達に関する事項、その他当社の運営に関する重要な決定事項であります。

#### 任意の報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は報酬委員会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	報酬委員会出席状況数
代表取締役社長	西野 恒五郎	1回
取締役副社長	阿部 順一	1回
取締役(社外)	菊地 英樹	1回

(注) 報酬委員会における具体的な検討内容は、役員報酬方針、報酬額について議論し取締役会へ答申しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	西野 恒五郎	1978年12月2日	2002年10月 2004年2月 2011年1月 2015年2月 2016年8月 2017年3月 2024年12月 2025年3月	クレアティブ・コンサルティング設立 取締役副社長 三和システム株式会社 取締役 三和システム株式会社 代表取締役 当社設立 取締役会長 当社 取締役 当社 代表取締役 MRSO ASIA Co.,Ltd.会長(現任) 当社 代表取締役 CEO(現任)	(注)3	1,967,818 (注)5、7
取締役 副社長 COO	阿部 順一	1978年10月20日	2005年6月 2011年9月 2015年2月 2018年11月 2019年1月 2020年3月 2025年3月	有限会社Y.I.T.C.設立 代表取締役 三和システム株式会社 執行役員 三和システム株式会社 取締役CTO 当社 取締役 当社 取締役経営管理本部長 当社 取締役副社長 当社 取締役副社長 COO(現任)	(注)3	121,184 (注)7
取締役 ヘルステック 事業本部長	菅生 淳一	1985年5月19日	2008年4月 2015年2月 2016年6月 2016年11月 2016年12月 2017年8月	三和システム株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 取締役事業推進部長 当社 取締役事業推進本部長 当社 取締役ヘルステック事業本部長(現任)	(注)3	54,171 (注)7
取締役 経営企画室長 CFO	井口 聖一朗	1989年11月28日	2014年4月 2016年10月 2023年1月 2025年3月 2025年3月	SMBC日興証券株式会社 入社 リニューアブル・ジャパン株式会社 入社 アイリス株式会社 入社 当社 入社 執行役員 経営企画室長 当社 取締役経営企画室長 CFO(現任)	(注)3	-
取締役 管理本部長	吉田 弘	1965年12月29日	1988年4月 1998年4月 2000年3月 2005年8月 2008年4月 2019年1月 2020年3月 2022年3月 2024年10月	ビバホーム株式会社(現 アークラ ンズ株式会社) 入社 株式会社ポブラ 入社 株式会社ACCESS 入社 株式会社ゴルフパートナー 入社 キュービーネット株式会社(現 キュービーネットホールディングス 株式会社) 入社 当社 入社 経営管理部長 当社 取締役経営管理本部長兼経営 管理部長 当社 取締役管理本部長兼管理部長 当社 取締役管理本部長(現任)	(注)3	68 (注)7
取締役	菊地 英樹 (注)2	1962年8月16日	1992年2月 2015年12月 2017年3月 2023年3月	株式会社エナジー 代表取締役社長 (現任) ティティバンク株式会社 取締役 当社 社外監査役 当社 社外取締役(現任)	(注)3	307 (注)7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	西山 修平 (注) 2	1984年 6月13日	2007年 9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2013年 7月 株式会社アダストリアホールディングス 入社 2015年10月 株式会社エウレカ 入社 2016年 7月 有限責任あずさ監査法人 入所 2022年 9月 KOTOBUKI会計株式会社 設立 代表(現任) 2025年 3月 当社 監査等委員である社外取締役(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	堀越 充子 (注) 2	1973年 4月17日	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 熊谷信太郎法律事務所(現 熊谷総合法律事務所) 入所(現任) 2015年12月 当社 社外監査役 2020年 7月 株式会社音元出版 社外監査役(現任) 2025年 3月 当社 監査等委員である社外取締役(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	渡邊 孝江 (注) 2	1994年 3月 4日	2017年10月 ロングブラックパートナーズ株式会社 入社 2021年 2月 有限責任あずさ監査法人 入社 2022年12月 渡邊公認会計士事務所 設立 代表(現任) 2023年2月 Jenerate Partners株式会社 入社(現任) 2023年 3月 当社 社外監査役 2025年 3月 当社 監査等委員である社外取締役(現任)	(注) 4	-
計					2,143,548

- (注) 1. 2025年3月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 菊地英樹、西山修平、堀越充子及び渡邊孝江は、社外取締役であります。
3. 2025年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長西野恒五郎の所有株式数は、同氏が議決権の56.7%を保有する三和システム株式会社が所有する普通株式527,700株を含んでおります。
6. 当社は執行役員制度を採用し、意思決定・監督を担う取締役をサポートするとともに、業務執行を担う機能を果たしております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
執行役員 IT本部長	河合 勝之

7. 所有株式数には、マーソ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役4名(うち監査等委員3名)を選任しております。社外取締役はコーポレート・ガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、当社との利害関係及び経歴、当社から独立した客観的な立場で職務遂行できることを個別に判断し、取締役会及び監査等委員会の果たすべき役割・責務の機能充実を図る観点から、選任いたしました。

社外取締役の菊地英樹は、長年企業経営に従事しており、企業経営全般に関する高い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。

監査等委員である社外取締役の西山修平は、会計の専門家として高い専門性と豊富な経験に加え、企業経営および企業統治における実績を有しており、当社の監査・監督体制に反映していただくために選任しております。

監査等委員である社外取締役の堀越充子は、法律の専門家として高い専門性と豊富な経験を有しており、主に法務面の立場から当社の監査・監督体制に反映していただくために選任しております。なお、同氏は当社と法律顧問契約を締結している熊谷総合法律事務所に所属しておりますが、当社の法律顧問としての業務は行っていません。

監査等委員である社外取締役の渡邊孝江は、会計の専門家として高い専門性と豊富な経験を有しており、主に会計・財務面の立場から、当社の監査・監督体制に反映していただくために選任しております。

なお、当社と社外取締役の間には、上記に記載以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行の報告を受ける等の監督を行っております。また、監査等委員会、内部監査担当者及び会計監査人と連携をとり、必要に応じて情報交換・意見交換を行っております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、各取締役へ定期的なヒアリングを行うとともに、四半期ごとに開催する三様監査により、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図り、連携強化に努めております。

### (3) 【監査の状況】

当社は2025年3月27日開催の第10回定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役3名（常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名）で構成されており、常勤監査等委員は公認会計士であり、非常勤監査等委員2名はそれぞれ弁護士及び公認会計士であることから、企業財務や内部統制等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

監査等委員は監査等委員会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席、各種議事録、契約書類等の重要書類の閲覧を通じて取締役の業務執行の監査を行うこととしております。

また、監査等委員会は、原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。監査等委員会では、策定した監査計画に基づき実施した監査等委員会の監査業務報告の他、会社経営への各種リスク認識の共有、三様監査への出席を通じた内部監査担当者及び会計監査人との連携、各取締役へのヒアリング等を実施してまいります。また、常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議への出席や契約書類等の重要書類の閲覧を通じて知り得た情報等について、非常勤監査等委員との間で随時情報共有を図ることで業務内容の適法性、妥当性の監査を行ってまいります。

監査役監査の状況

本項目においては、監査等委員会設置会社移行前の状況を記載しております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。

監査役は監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席、各種議事録、契約書類等の重要書類の閲覧を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

また、監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した監査役の監査業務報告の他、会社経営への各種リスク認識の共有、三様監査への出席を通じた内部監査担当者及び会計監査人との連携、各取締役へのヒアリング等を実施しております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席や契約書類等の重要書類の閲覧を通じて知り得た情報等について、非常勤監査役との間で随時情報共有を図っております。

なお、最近事業年度における各監査役の監査役会への出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	北村 孝	15回	15回
非常勤監査役	堀越 充子	15回	15回
非常勤監査役	渡邊 孝江	15回	15回

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する者及び管理担当取締役の2名が内部監査を担当しており、内部監査担当者の兼任部署への自己監査とならない体制としております。

内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて、原則として1年に1回各部署に対して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査対象部門に対して、必要に応じて業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と相互に連携のうえ、内部監査結果についても定期的に行われる三様監査で情報共有を行っております。また、必要に応じて、各々が把握した改善事項等について随時情報共有を図り、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任大有監査法人

b 継続監査期間

4年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 新井 努

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 純子

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他2名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて「会計監査人の選定及び評価基準」を設定し、監査法人の概要、品質管理体制、独立性、実施体制、監査報酬等の項目について確認等を実施しております。

有限責任大有監査法人は、監査の実施に必要な専門性や独立性を有し、監査業務遂行能力や品質管理に関する実効的な監査体制が整備され、監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であること等を総合的に評価した結果、当社の会計監査人として適正かつ妥当と判断したため選任しております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、有限責任大有監査法人と定期的なコミュニケーションを図り、監査方針や監査計画等について情報共有することで同監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しており、会計監査人として適切に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
16,000	1,200

前事業年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価であります。

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,450	-
連結子会社	-	-
計	18,450	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社では、監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、有限責任大有監査法人から提示される監査計画の内容を基に、当社の事業規模、監査内容、監査時間等を勘案し、同監査法人と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等の決定手続、監査計画の内容、過去の監査時間及び実績時間の推移等に照らし、有限責任大有監査法人の報酬等の妥当性を判断しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等の額の決定については、以下のとおり方針を定めております。

なお、当社は、2025年3月27日開催の第10期定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

取締役(非常勤取締役を含む)の報酬等は、固定報酬と賞与により構成されており、その総額を株主総会において定めております。

固定報酬については、役職ならびに取締役の経験・経営上の重要性を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、社外取締役を含む報酬委員会での諮問結果に基づき、取締役会決議により決定しております。賞与については、固定報酬を基に業績等に応じて決定されますが、賞与支給は行っておりません。

監査等委員である取締役(非常勤取締役を含む)の報酬等は、固定報酬のみの構成としており、その総額を株主総会において定めており、当該範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2025年3月27日開催の定時株主総会で決議をしており、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は年額200百万円以内(うち社外取締役分100百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年3月27日開催の定時株主総会で決議をしており、監査等委員である取締役の報酬は年額200百万円以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	78,000	78,000	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	8,220	8,220	-	-	4

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、社外監査役3名であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの  
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社の事業戦略、発行会社等との関係などを総合的に勘案し、提携関係の維持・強化を目的として、株式を保有することがあります。保有の合理性の検証の結果、保有意義や合理性の認められないものについては、適宜株価や市場動向(未上場企業の場合は、譲渡機会を含む)を見て売却します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は、業務上の提携関係等の維持・強化を通じ当社の企業価値向上に資すると判断する場合に限り保有し続けることとし、取締役会は個別株式について、事業機会の創出や関係強化といった観点から、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが合理的か等を毎年検証します。

当社は、個別の保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式に係る議決権行使について、当社の保有方針に適合及び発行会社の企業価値の向上に資するものであることを総合的に勘案して実施します。

- b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	60,034
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	60,034	新たな業務提携に伴う株式の取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

- c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
 該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任大有監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、財務・会計専門情報誌の定期購読などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2024年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,809,396
売掛金	2 250,633
未収消費税等	27,810
その他	18,761
貸倒引当金	205
流動資産合計	2,106,396
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,090
減価償却累計額	975
建物（純額）	114
工具、器具及び備品	2,473
減価償却累計額	2,175
工具、器具及び備品（純額）	297
有形固定資産合計	411
無形固定資産	
商標権	4,125
ソフトウェア	2,342
その他	100
無形固定資産合計	6,567
投資その他の資産	
投資有価証券	60,034
差入保証金	25,814
繰延税金資産	57,588
投資その他の資産合計	143,437
固定資産合計	150,416
資産合計	2,256,812

(単位：千円)

当連結会計年度  
 (2024年12月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	33,002
1年内返済予定の長期借入金	7,366
未払金	51,802
未払法人税等	31,432
営業預り金	67,550
契約負債	21,154
賞与引当金	5,237
販売促進引当金	1,998
その他	14,908
流動負債合計	234,452
負債合計	234,452
純資産の部	
株主資本	
資本金	122,351
資本剰余金	329,541
利益剰余金	1,573,995
自己株式	115
株主資本合計	2,025,773
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	3,412
その他の包括利益累計額合計	3,412
純資産合計	2,022,360
負債純資産合計	2,256,812

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
売上高	1	1,333,059
売上原価		304,266
売上総利益		1,028,793
販売費及び一般管理費	2, 3	871,275
営業利益		157,517
営業外収益		
受取利息		142
その他		50
営業外収益合計		193
営業外費用		
支払利息		71
為替差損		105
上場関連費用		35
その他		86
営業外費用合計		299
経常利益		157,412
税金等調整前当期純利益		157,412
法人税、住民税及び事業税		59,191
法人税等調整額		2,783
法人税等合計		56,407
当期純利益		101,004
親会社株主に帰属する当期純利益		101,004

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日)

当期純利益	101,004
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	3,412
その他の包括利益合計	3,412
包括利益	97,591
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	97,591

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益 累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	
当期首残高	100,000	307,190	1,472,991	-	1,880,181	-	1,880,181
当期変動額							
新株の発行	22,351	22,351			44,702		44,702
親会社株主に帰属する 当期純利益			101,004		101,004		101,004
自己株式の取得				115	115		115
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						3,412	3,412
当期変動額合計	22,351	22,351	101,004	115	145,592	3,412	142,179
当期末残高	122,351	329,541	1,573,995	115	2,025,773	3,412	2,022,360

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	157,412
減価償却費	6,282
貸倒引当金の増減額（ は減少）	52
賞与引当金の増減額（ は減少）	703
販売促進引当金の増減額（ は減少）	907
受取利息	142
支払利息	71
上場関連費用	35
売上債権の増減額（ は増加）	55,860
未収消費税等の増減額（ は増加）	9,845
仕入債務の増減額（ は減少）	12,381
未払金の増減額（ は減少）	171
営業預り金の増減額（ は減少）	13,800
契約負債の増減額（ は減少）	159,436
その他	6,888
小計	26,921
利息及び配当金の受取額	142
利息の支払額	71
法人税等の支払額	50,774
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>77,625</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
投資有価証券の取得による支出	60,034
敷金及び保証金の差入による支出	630
敷金及び保証金の回収による収入	979
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>59,685</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	7,992
株式の発行による収入	44,702
自己株式の取得による支出	115
上場関連費用の支出	13,703
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>22,892</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>3,412</b>
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	117,830
現金及び現金同等物の期首残高	1,927,227
現金及び現金同等物の期末残高	1,809,396

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

MRSO ASIA Co.,Ltd.

当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

商標権は10年で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進のための各種優待券の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。



## 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはヘルステック事業の単一セグメントであり、提供サービス内容に応じて「予約」、「広告」、「DX」、「ワクチン」で構成されており、当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	サービス	履行義務の内容及び充足する時点
予約	「MRSO.jp」及び「MRS」による人間ドック・健診WEB予約サービス	WEB予約サービスは、医療施設との契約に基づき、エンドユーザーが医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。
広告	「MRSO.jp」への広告掲載	広告掲載期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
DX	医療施設向け「MRS」オプションサービス 法人向け健診管理サービス	サービス導入に対する初期費用は顧客が検収した時点で収益を認識し、そのサービス利用料は契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
	住民健診WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
ワクチン	ワクチン接種WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。

## (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

## (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (重要な会計上の見積り)

## 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 57,588 千円

## 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、当社グループの将来の事業計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等を見積り、回収可能性を十分に検討しております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報等から、翌連結会計年度以降も継続して売上高が伸長するという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをしております。

なお、将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

## (2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (連結貸借対照表関係)

- 1 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額の総額	950,000千円
借入実行残高	-
差引額	950,000千円

- 2 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

## (連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
広告宣伝費	430,544千円
業務委託費	64,823
販売促進引当金繰入額	2,748
役員報酬	86,220
給与手当	62,248
賞与引当金繰入額	1,772
減価償却費	4,675
貸倒引当金繰入額	52
研究開発費	46,394
計	699,479千円

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

当連結会計年度  
(自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日)

46,394千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
為替換算調整勘定	
当期発生額	3,412
その他の包括利益合計	3,412

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注)1	3,531,250	21,500	-	3,552,750
合計	3,531,250	21,500	-	3,552,750
自己株式				
普通株式(株) (注)2	-	72	-	72
合計	-	72	-	72

(注)1 . 発行済株式の株式数の増加は、2024年1月23日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式21,500株(割当価格2,079.20円、資本組入額1,039.60円)発行による増加であります。

2 . 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
2016年ストック・オプションとしての新株予約権(第1回)	-	-	-	-	-	-
2017年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	-	-	-	-	-	-
2017年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	-	-	-	-	-	-
2020年ストック・オプションとしての新株予約権(第5回)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

### 3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	1,809,396千円
現金及び現金同等物	1,809,396千円

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金として運転資金及び設備投資資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて銀行借入による調達を行うこととしております。なお、一時的な余裕資金については安全性の高い短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に事務所賃貸に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は、与信管理規程に従い、取引先ごとの支払期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 of 未然防止に努めております。

市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利での調達をしております。

また、資金運用については預金等に限定することにより、市場リスクを回避しておりますが、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「営業預り金」、「契約負債」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	25,814	25,441	372
資産計	25,814	25,441	372
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	7,366	7,342	23
負債計	7,366	7,342	23

( ) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(千円)

区分	当連結会計年度 (2024年12月31日)
非上場株式	60,034

非上場株式については、上記表に含めておりません。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	250,633	-	-	-
差入保証金	-	-	-	25,814
合計	250,633	-	-	25,814

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,366	-	-	-	-	-
合計	7,366	-	-	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	25,441	-	25,441
資産計	-	25,441	-	25,441
長期借入金	-	7,342	-	7,342
負債計	-	7,342	-	7,342

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

返還時期を見積もり、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(2024年12月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額60,034千円)については、市場価格がない株式等のため、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名 従業員7名 社外協力者5名	取締役3名 従業員17名 社外協力者9名	従業員5名 社外協力者2名	取締役4名 従業員21名 社外協力者5名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 105,350株	普通株式 144,600株	普通株式 14,300株	普通株式 99,310株
付与日	2016年3月14日	2017年4月12日	2017年12月18日	2020年4月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。			
権利行使期間	自2018年3月14日 至2026年3月13日	自2019年4月13日 至2027年3月28日	自2019年12月19日 至2027年12月18日	自2022年4月16日 至2030年3月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社又は当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認め

た場合にはこの限りではない。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	44,410	114,840	3,000	91,120
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	44,410	114,840	3,000	91,120

(注) 2018年7月18日付株式分割(普通株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	1,334	1,800	1,800	1,800
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を本源的価値により算出しております。当社株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の

合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	62千円
賞与引当金	1,603 "
販売促進引当金	612 "
減価償却超過額	49,643 "
資産除去債務	2,311 "
未払費用	1,201 "
未払事業税	2,046 "
その他	106 "
繰延税金資産小計	57,588千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	57,588千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
 主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%
住民税均等割等	0.18%
留保金課税	4.20%
その他	0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.83%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。



(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ヘルステック事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	ヘルステック事業				
	予約	広告	DX	ワクチン	計
一時点で移転されるサービス	629,699	45,944	-	-	675,643
一定の期間にわたり移転されるサービス	-	257,610	236,255	163,550	657,416
顧客との契約から生じる収益	629,699	303,554	236,255	163,550	1,333,059
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	629,699	303,554	236,255	163,550	1,333,059

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	-
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	250,633
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	21,154

契約負債は、主に、住民健診WEB予約サービスにおいて顧客から受領した前受金で、システム利用期間にわたり収益へ振り替えられます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはヘルステック事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以下のため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	569.25円
1株当たり当期純利益	28.44円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	28.42円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	101,004
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	101,004
普通株式の期中平均株式数(株)	3,551,428
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	2,453
(うち新株予約権(株))	(2,453)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 潜在株式の数114,840株 第4回新株予約権 潜在株式の数3,000株 第5回新株予約権 潜在株式の数91,120株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,022,360
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,022,360
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	3,552,678

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	7,992	7,366	0.65	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	7,366	-		
合計	15,358	7,366		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	-	-	1,333,059
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (千円)	-	-	-	157,412
親会社株主に帰属する中間 (四半期)(当期)純利益 (千円)	-	-	-	101,004
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	-	-	-	28.44

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	-	3.72

(注) 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期から第3四半期については記載していません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,927,227	1,761,767
売掛金	194,772	250,633
前払費用	17,552	17,411
未収消費税等	17,964	27,810
その他	1,594	1,350
貸倒引当金	153	205
流動資産合計	2,158,958	2,058,767
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,090	1,090
減価償却累計額	959	975
建物（純額）	130	114
工具、器具及び備品	2,473	2,473
減価償却累計額	1,764	2,175
工具、器具及び備品（純額）	708	297
有形固定資産合計	838	411
無形固定資産		
商標権	4,620	4,125
ソフトウェア	6,670	2,342
その他	100	100
無形固定資産合計	11,390	6,567
投資その他の資産		
投資有価証券	-	60,034
関係会社株式	-	51,040
差入保証金	27,196	25,814
繰延税金資産	54,804	57,588
投資その他の資産合計	82,001	194,478
固定資産合計	94,230	201,457
資産合計	2,253,188	2,260,224

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	20,620	33,002
1年内返済予定の長期借入金	7,992	7,366
未払金	65,641	51,802
未払費用	7,188	8,222
未払法人税等	18,677	31,432
預り金	5,554	6,685
営業預り金	53,749	67,550
契約負債	180,591	21,154
賞与引当金	4,534	5,237
販売促進引当金	1,091	1,998
流動負債合計	365,641	234,452
固定負債		
長期借入金	7,366	-
固定負債合計	7,366	-
負債合計	373,007	234,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	122,351
資本剰余金		
資本準備金	-	22,351
その他資本剰余金	307,190	307,190
資本剰余金合計	307,190	329,541
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,472,991	1,573,994
利益剰余金合計	1,472,991	1,573,994
自己株式	-	115
株主資本合計	1,880,181	2,025,771
純資産合計	1,880,181	2,025,771
負債純資産合計	2,253,188	2,260,224

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	1,809,413	1,333,059
売上原価	358,552	304,266
売上総利益	1,450,860	1,028,793
販売費及び一般管理費	831,916	871,275
営業利益	618,944	157,517
営業外収益		
受取利息	13	141
その他	1	50
営業外収益合計	15	192
営業外費用		
支払利息	17	71
為替差損	-	105
上場関連費用	17,259	35
その他	41	86
営業外費用合計	17,318	299
経常利益	601,641	157,410
税引前当期純利益	601,641	157,410
法人税、住民税及び事業税	199,244	59,191
法人税等調整額	14,847	2,783
法人税等合計	214,091	56,407
当期純利益	387,550	101,003

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	-	-	-	-
労務費		73,563	17.3	89,731	24.5
経費		351,075	82.7	275,929	75.5
当期総製造費用		424,639	100.0	365,661	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		424,639		365,661	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
他勘定振替高	2	66,086		61,394	
売上原価		358,552		304,266	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	169,134	116,492
外注費	148,288	139,506
消耗品費	15,475	5,446
減価償却費	6,081	1,606

2 他勘定振替高の主なものは研究開発費のための内部振替であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算制度を採用しております。



【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	-	211,250	211,250	1,085,441	1,085,441	60,000	1,336,691	1,336,691
当期変動額									
新株の発行								-	-
当期純利益					387,550	387,550		387,550	387,550
自己株式の取得								-	-
自己株式の処分			95,940	95,940			60,000	155,940	155,940
当期変動額合計	-	-	95,940	95,940	387,550	387,550	60,000	543,490	543,490
当期末残高	100,000	-	307,190	307,190	1,472,991	1,472,991	-	1,880,181	1,880,181

当事業年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	-	307,190	307,190	1,472,991	1,472,991	-	1,880,181	1,880,181
当期変動額									
新株の発行	22,351	22,351		22,351				44,702	44,702
当期純利益					101,003	101,003		101,003	101,003
自己株式の取得							115	115	115
自己株式の処分								-	-
当期変動額合計	22,351	22,351	-	22,351	101,003	101,003	115	145,590	145,590
当期末残高	122,351	22,351	307,190	329,541	1,573,994	1,573,994	115	2,025,771	2,025,771

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

商標権は10年で償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

販売促進のための各種優待券の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社はヘルステック事業の単一セグメントであり、提供サービス内容に応じて「予約」、「広告」、「DX」、「ワクチン」で構成されており、当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	サービス	履行義務の内容及び充足する時点
予約	「MRSO.jp」及び「MRS」による人間ドック・健診WEB予約サービス	WEB予約サービスは、医療施設との契約に基づき、エンドユーザーが医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。
広告	「MRSO.jp」への広告掲載	広告掲載期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
DX	医療施設向け「MRS」オプションサービス 法人向け健診管理サービス	サービス導入に対する初期費用は顧客が検収した時点で収益を認識し、そのサービス利用料は契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
	住民健診WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
ワクチン	ワクチン接種WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	54,804	57,588

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）繰延税金資産」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額の総額	950,000千円
借入実行残高	-
差引額	950,000千円

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度50.3%、当事業年度54.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49.7%、当事業年度45.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
広告宣伝費	380,254千円	430,544千円
業務委託費	81,455	64,823
販売促進引当金繰入額	1,201	2,748
役員報酬	84,870	86,220
給与手当	68,950	62,248
賞与引当金繰入額	2,479	1,772
減価償却費	4,581	4,675
貸倒引当金繰入額	203	52
研究開発費	66,086	46,394

(有価証券関係)

子会社株式

市場価額のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度	当事業年度
子会社株式	-	51,040千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 千円	62千円
賞与引当金	1,388 "	1,603 "
販売促進引当金	334 "	612 "
減価償却超過額	48,074 "	49,643 "
資産除去債務	1,995 "	2,311 "
未払費用	1,467 "	1,201 "
未払事業税	1,438 "	2,046 "
その他	107 "	106 "
繰延税金資産小計	54,804千円	57,588千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	54,804千円	57,588千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
 主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	0.40%
住民税均等割等	0.05%	0.18%
留保金課税	- %	4.20%
税率変更による影響	4.24%	- %
その他	0.68%	0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.58%	35.83%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,090	-	-	1,090	975	16	114
工具、器具及び備品	2,473	-	-	2,473	2,175	411	297
有形固定資産計	3,563	-	-	3,563	3,151	427	411
無形固定資産							
商標権	4,950	-	-	4,950	825	495	4,125
ソフトウェア	209,964	-	-	209,964	207,621	4,327	2,342
その他	100	-	-	100			100
無形固定資産計	215,014	-	-	215,014	208,446	4,822	6,567

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	153	205	-	153	205
販売促進引当金	1,091	2,748	1,841	-	1,998
賞与引当金	4,534	5,237	4,534	-	5,237

- (注) 1. 貸倒引当金の金額は、貸借対照表上の流動資産に対する貸倒引当金の合計額であります。  
 2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで			
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内			
基準日	毎事業年度末			
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り				
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部			
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社			
取次所	-			
買取手数料	無料			
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 <a href="https://www.mrso.co.jp/">https://www.mrso.co.jp/</a>			
株主に対する特典	毎年12月31日現在100株以上所有の株主に対し、所有株式数および保有年数に応じて、当社ポータルサイト『MRSO.jp』で人間ドック・健康診断の予約に利用できるマーソギフト券の引換券を贈呈いたします。 詳細は当社Webサイトをご覧ください。 <a href="https://www.mrso.co.jp/ir/shareholder-incentives/">https://www.mrso.co.jp/ir/shareholder-incentives/</a>			
	保有株式数	継続保有期間		
		1年未満	1年以上	3年以上
	100株	¥1,500	¥1,750	¥2,000
	200株	¥3,000	¥3,500	¥4,000
	300株	¥4,500	¥5,250	¥6,000
	400株	¥6,000	¥7,000	¥8,000
	500株	¥7,500	¥8,750	¥10,000
	600株	¥9,000	¥10,500	¥12,000
	700株	¥10,500	¥12,250	¥14,000
	800株	¥12,000	¥14,000	¥16,000
	900株	¥13,500	¥15,750	¥18,000
	1,000株	¥15,000	¥17,500	¥20,000
	1,100株	¥16,500	¥19,250	¥22,000
	1,200株	¥18,000	¥21,000	¥24,000
	1,300株	¥19,500	¥22,750	¥26,000
	1,400株	¥21,000	¥24,500	¥28,000
	1,500株	¥22,500	¥26,250	¥30,000
	1,600株	¥24,000	¥28,000	¥32,000
	1,700株	¥25,500	¥29,750	¥34,000
1,800株	¥27,000	¥31,500	¥36,000	
1,900株	¥28,500	¥33,250	¥38,000	
2,000株以上	¥30,000	¥35,000	¥40,000	
株主優待としてのマーソギフト券の有効期間は優待基準日の翌々年12月31日といたします。有効期間が切れたマーソギフト券のご利用はできません。				

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月29日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年3月29日 関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第10期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月15日 関東財務局長に提出。

#### (4) 半期報告書及び確認書

事業年度 第10期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日 関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書を2024年3月29日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

マース株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新井 努

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 純子

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマース株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マース株式会社及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「MRSO.jp」及び「MRS」システムによるWEB予約サービス売上高に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年12月期の連結損益計算書において売上高1,333,059千円を計上しており、そのうち「【注記事項】(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、「MRSO.jp」及び「MRS」システムによる健診WEB予約サービス売上高は629,699千円と全体の47.2%を占めている。</p> <p>「MRSO.jp」及び「MRS」システムによる健診WEB予約サービス売上高は、医療施設等との契約に基づき、原則として健診受診者がWEBシステムを利用して健診を予約したのち医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え収益を認識している。</p> <p>医療施設と健診受診者の間を取り持つ人間ドック・健診のWEB予約システム「MRSO.jp」及び「MRS」は、会社の業務基幹システムにより運用されているが、医療施設に対して計上される予約売上高の計算基礎となる手数料率は、決済方法等により異なるため、複雑性を有し、また医療施設等との取引データは膨大であり、当該取引はシステムにより計算・集計されるため、システムに不備や障害が発生した場合には、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、上記サービスに関する売上高の計上が当事業年度の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、「MRSO.jp」及び「MRS」システムに係るWEB予約サービス売上高が正確に計上されていることを検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注承認から売上計上に至るまでの業務プロセスに係る内部統制について、整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・IT専門家と連携し、業務基幹システム等の開発・変更管理、システム運用管理、アクセス管理、外部委託管理のIT全般統制について、整備状況及び運用状況を評価した。</li> <li>・業務基幹システム内に設定された料率に基づき自動計算される手数料収入について、システム管理者への質問やシステム設定情報等の閲覧により、処理ロジックの理解を行った。当該理解に基づき、業務基幹システムにおける自動計算及び自動集計の正確性及び網羅性を検証するため、システムから抽出した予約データを利用し監査人が再計算した結果と業務基幹システムにより集計された請求データを照合した。</li> <li>・業務基幹システムの請求データに基づき生成される自動仕訳について、システム管理者への質問やシステム設定情報等の閲覧により、処理ロジックの理解を行った。当該理解に基づき、業務基幹システムにおける自動仕訳の正確性及び網羅性を検証するため、システムから抽出した請求データを利用し監査人が再実施した結果と自動仕訳データを照合した。</li> <li>・業務基幹システムのデータと会計システムのデータの整合性等について検証した。</li> <li>・売上高の月次推移分析を実施し、異常な増減等の有無を検討した。</li> <li>・売上高として会計システムに計上された金額が、年間を通じて業務基幹システムのデータと整合していることを検証するとともに、一定の条件で抽出した売上取引について、申込書等との突合作業を実施した。</li> <li>・期末日時点の売掛金残高に対して確認状を発送し、回答内容との整合性を確認し、売掛金の実在性を検討した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

マース株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新井 努

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 純子

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマース株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マース株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「MRSO.jp」及び「MRS」システムによるWEB予約サービス売上高に係る収益認識
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（「MRSO.jp」及び「MRS」システムによるWEB予約サービス売上高に係る収益認識）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。